

平成 2 7 年 1 月 2 7 日
山 口 県 報 号 外 第 4 号
監 査 公 表 第 1 号 別 冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山 口 県 監 査 委 員

平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

商工労働部が所管する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 個別監査結果</p> <p>1 商工労働部 商政課</p> <p>(1-2) 電源交付金等交付事業(水力発電施設周辺地域交付金相当部分)</p> <p>キ 監査結果</p> <p>山口県電源立地地域対策交付金交付要綱上、必要な書類は徴されている。しかし、山口県電源立地地域対策交付金交付要綱第10条第3項においては、事業終了から20日以内に山口県に報告が必要とされているところであるが、下松市の報告でこれに拠っていないものがあつた。これについては、下松市より遅延の顛末書が提出されており、県としては、各市町の事業進捗を年度の途中において把握する義務はないことから、この責任を負うものでないが、各市町が要綱に準拠するよう指導することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課)</p> <p>交付決定通知の際に実績報告書の提出期限について周知を図るとともに、事業開始・実施中・完了等の各段階における状況報告を求めることにより、事業進捗を把握し、事業完了後には速やかに実績報告書を提出するよう、指導することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 石油貯蔵施設立地対策事業</p> <p>カ 監査結果</p> <p>(ア) 補助金等の交付事務に係るチェックシートで交付決定時及び額の確定時に自己点検をして決裁文書に添付することになっている。交付決定時には当該シートを決裁文書に添付しているが、「7 間接交付する補助金等の審査」の欄が空欄になっていた。また、額の確定時には決裁文書に当該シートが添付されていなかった。チェックシートの位置付けが曖昧で、実効性があるか疑問である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課)</p> <p>「7 間接交付する補助金等の審査」の欄については、市町が事業主体である当該補助金ではチェック項目に該当しない。したがって、チェックが不要である旨をシートに明示するとともに、額の確定に係る決裁文書への当該シートの添付を徹底することにより、チェックシートの実効性を確保することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 補助金実績報告書に対する審査方法、補助金交付団体への指導及び監督方法に確立されたルールが存在しない。ルールの確立を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課)</p> <p>検討の結果、実績報告書に対する審査は、同報告書の記載内容を添付(証拠)資料と照合するとともに、別途、現地において、資料の原本や成果品を確認することにより行うが、これらに付随する追加資料の提出の指示や報告書の修正等に係る指導・監督も含め、補助金交付団体に対する県の対応は、同報告書の記載内容や資料の提出状況等により異なるものであるため、個別の案件ごとに、適宜、必要な指示等を行わざるを得ず、一般的なルールの確立は困難であるとの結論に至った。このため、実績報告書の提出及び現地検査に当たっては、補助金交付団体に対し、提出を要する資料の例示を徹底することとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>(ウ) 市町からは「施設等利用状況調査（事業完了～平成25年5月末）」を入手し消防施設器具備品などの利用状況を調査しているが、道路の舗装補修については、効果測定が行われていない。道路の舗装補修の評価について検討する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課) 国から道路の舗装補修に係る効果測定を求められていないため、現行では対応が困難である。今後、国から効果測定を求められた場合には、県としても、対応を図ることとする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 評価結果についてのフィードバックは特にないので、評価結果について今後の対応を県として検討する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課) 国から評価結果についての対応を求められていないため、現行では対応が困難である。今後、国から対応を求められた場合には、県としても、対応を図ることとする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>2 商工労働部 新産業振興課</p>		
<p>(4-2) 省エネ・省資源型産業集積促進事業（助成金）</p>		
<p>カ 監査結果</p>		
<p>(ア) 企業化報告書は助成事業終了後5年間、助成を受けた企業からその後の開発進捗や製品化の報告を受けるものである。平成19年度助成分（5年前に助成）を見ても企業化に成功したケースはない。企業化に向けては、事業終了後のフォローアップが重要である。県においては、公益財団法人やまぐち産業振興財団や地方独立行政法人山口県産業技術センターと連携しながら、日頃から助成企業に接触するとともに、展示会出展支援やコーディネーターによるマッチング等を行っており、今後も各種のフォローアップに努めていくことが重要であると考ええる。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課) 企業の販路開拓のため、公益財団法人やまぐち産業振興財団と連携し、コーディネーターによる展示会出展支援やパンフレット作成支援、訪問、情報提供等を実施している。 また、地方独立行政法人山口県産業技術センターと連携し、研究会等を通じて、産学公連携による研究開発や事業化に向けた支援等を行い、継続したフォローアップに努めている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 試作開発の取組を省エネ・省資源産業へ具体化していく上で、県の取組を広く県民にPRすることが重要である。県においては、広報誌や県庁エントランスホールでの製品展示等を通じて、広く県民にPRしているところであり、引き続き県の積極姿勢を示していくことが重要であると考ええる。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課) 引き続き、県の取組についてホームページ等での周知を図るとともに、県庁エントランスホールでの製品展示等を通じて、積極的にPRを行うこととしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 産業技術センター施設設備費</p>		
<p>ウ 監査結果</p>		
<p>県が定めた中期目標を達成するために法人が策定した中期計画に従い、自主的・自立的な業務運営を行う上で、必要最小限度の施設設備費を交付することとしている。平成25年度まではこの施設設備費のうち試験研究機器整備費は一定額とのことで、毎年定額（26,000千円）を交付している。交付金額の水準については、効果的かつ機動的な技術支援や戦略的な研究開発の観点から、定期的に見直しを行っていくことが重要であると考ええる。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課) 第2期中期計画（平成26年度～30年度）の検討の中で、法人の機器設備計画及び必要額を検討した結果、第2期も第1期と同額（毎年26,000千円）を交付することとなった。 なお、戦略産業分野やものづくり力の高度化に寄与する研究開発に必要な機器については、別途予算措置を行うこととしている。（平成26年度6月補正予算で措置した実績あり）</p>	<p>措置済み</p>
<p>3 商工労働部 企業立地推進室</p>		
<p>(2) 企業立地促進補助事業</p>		
<p>エ 監査結果</p>		
<p>(ア) 山口県企業立地促進補助金交付要綱により審査会は設置されているが、過去から持ち回りで行われている。山口県企業立地促進補助金等審査会設置規程に持ち回り会議の規定はない。県担当者によると、第9条に「規程</p>	<p>(主務課・室 商工労働部企業立地推進室) 意見を踏まえ、平成26年4月1日付けで、山口県企業立地促進補助金等審査会設</p>	<p>措置済み</p>

に定めるもののほか、審議会についての必要な事項は、会長が審議会に諮って定め。」とあるので、過去に持ち回りで会議することを決議したとのことであるが、委員が入れ替わることもあるので、過去の決議で毎年持ち回りとするのは再検討する必要がある。

【意見】

(イ) 山口県企業立地促進補助金等審査会の開催に際して、県職員が委員各々を訪問して議案を説明し承認を得る方法を採用している。平成 24 年度交付の対象となった 3 社の指定工場等の指定が行われた平成 22 年度は議案が 5 案あり、平成 23 年度は議案が 12 案もあった。議案の多い年度については効率が悪いと考えられるので、日程調整をして会議の中で説明して、承認を得るほうが効率的であり、山口県企業立地促進補助金等審査会の開催方法について検討する必要があるものと考ええる。

【意見】

(ウ) 平成 22 年度の山口県企業立地促進補助金等審査会の審査表には、日付及び自署・押印はされていたが、平成 23 年度の審査表には日付の記載がなく、事前に氏名が印字され委員は押印をするだけになっている。いつ承認を受けたかが審査表からはっきりとしていない。承認を受けた日付は明確にするよう審査会の記録を行う必要がある。

【指摘】

4 商工労働部 経営金融課

(1) 小規模事業経営支援事業

オ 監査結果

現在、商工会等及び県連合会への補助金は、補助対象職員数に応じて決定されている。そして、経営指導員、補助員及び記帳専任職員の設置基準は、いずれも小規模事業者数及び会員数がベースとなっている。経営指導員の基本的な設置定数は、下記の「商工会等の補助対象職員の設置基準」をもとに「小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」の中で規定されており、小規模事業者数又は会員数の低い数値を適用して決定されている。補助員は、経営指導員の設置定数に連動して決まり、また、記帳専任職員は基本的には、経営指導員の設置定数の範囲内で定数が決定されている。ただし、行政合併後 3 年以内に商工会の合併が行われ、支所を設置した場合には、支所数分の経営指導員の合併特例による加算が行われており、9 商工会で 18 人の定数増となっている。平成 18 年に設置基準の改正が行われており、計画的な定数管理により補助人数の削減が行われている。一方で、合併した商工会等にあっては、地域に密着した支援に支障を来すことのないよう引き続き一定の配慮が必要と考える。

【意見】

(2) 中小企業団体育成指導事業

オ 監査結果

(ア) 県中央会が行っている中小企業連携組織推進状況は、

置規程に持ち回り会議の条項を追加した。

(主務課・室 商工労働部企業立地推進室)

議案件数や委員の招集状況等を勘案し、必要に応じて、効率的な開催に努める。

改善途中

(主務課・室 商工労働部企業立地推進室)

審査表の日付については、平成 24 年 4 月 1 日付けで審査表の様式を改め、日付の項目を設けた。

措置済み

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

合併した商工会等には合併特例(平成 18 年～23 年)により、支所数分の経営指導員を配置している。また、合併により加算した定数については、以降も定数として加算する旨「小規模事業経営支援事業費補助金の運用について」に明記し、地域に密着した支援に支障を来すことのないよう、一定の配慮を行っている。

措置済み

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

<p>以下のとおりである。県中央会は、中小企業団体育成指導事業を行っており、中小企業者の組織化や近代化を図るうえで必要なものと考え、近年の中小企業連携組織推進状況は活発なものとは言えない。県中央会において指導や研修などを通じての組合活動の活性化と組織化の推進を図るよう県としても取組を強化する必要がある。</p>	<p>県は、県中央会の事業実施に要する費用を補助しているが、組合活動の活性化と組織化の推進を強化するため、平成26年度当初予算において、指導員の資質向上に係る経費や既存組合の活性化支援に係る経費に対し、重点配分を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;">【意見】</p>		
<p>(3) 下請企業振興事業</p>		
<p>オ 監査結果</p>		
<p>県としても、年度別指標、特に取引成立金額の達成に対してやまぐち産業振興財団を指導する必要があるものと考え。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 毎月やまぐち産業振興財団を指導しており、指摘後目標達成の指導をより重点的に実施した結果、平成25年度取引成立金額については年度別指標を達成済み。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;">【意見】</p>		
<p>(4) 地域中小企業総合経営支援事業</p>		
<p>オ 監査結果</p>		
<p>地域中小企業支援センター、やまぐち産業振興財団、日本政策金融公庫、県内各金融機関の起業化支援アドバイザー並びに県をメンバーとする創業支援連絡会議を行って、地域中小企業総合経営支援事業の取組及び創業支援策等について意見交換や報告が行われている。このような創業支援の取組は、各メンバーにおいてもそれぞれ個々に行われており、この創業支援連絡会議は情報交換の場となっている。地域において、この創業支援連絡会議が核となって創業支援の取組が一元的に行われるよう県としても働きかけが必要と考える。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 県として創業支援連絡会議の構成員であるやまぐち産業振興財団と日本政策金融公庫に働きかけた結果、平成26年度は県内3地域において創業を含めた意見交換会を行ったところである。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;">【意見】</p>		
<p>(5) 信用保証料率低減事業</p>		
<p>オ 監査結果</p>		
<p>(ウ) 信用保証率を低減させることで中小企業者の経営基盤の強化を図ることが目的であれば、その目的が達成されたかを分析する必要があり、県の信用保証料補助額の増減等の検討が必要と考える。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 信用保証協会の協力を得ながら、当該事業の目的が達成できたかを分析し、平成27年度の当初予算の編成過程において、信用保証料補助額の増減等を検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: right;">【意見】</p>		
<p>(6) 損失補償</p>		
<p>オ 監査結果</p>		
<p>(ウ) 損失補償は限度が設けられている(損失補償契約書第2条)。県による損失補償が十分に行われない場合、保証協会の保証審査がより厳格化され、積極的な保証承諾が行われにくくなると考えられる。一方では、県が損失補償する必要があるかどうか、また、県の損失補償の負担割合70%(経営活力再生資金は1/3)が妥当かどうか検討を行う必要がある。県の損失補償の負担割合を少なくすれば、保証協会の財務状況への影響が考えられるが、その影響の程度についても検討を行う必要がある。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 毎年度、当初予算の編成過程において、県の損失補償の必要性、負担割合の妥当性について検討を実施しているところであるが、今後は保証協会の財務状況への影響の程度も検討を行う。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: right;">【意見】</p>		
<p>(8) 小規模企業者等設備導入資金</p>		
<p>オ 監査結果</p>		
<p>本制度は、平成25年6月17日、第183回通常国会で成立、同21日に公布された「小規模事業の活性化のための</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 制度廃止後の代替策が国において検討</p>	<p>改善途中</p>

中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」により、平成26年度末をもって廃止されることとなっている。

本制度の利用は、小規模企業の設備投資の減少等の要因により、貸付枠に対し低率で推移している。小規模企業者等の金融支援として一定の役割を果たすものであり、制度廃止後の代替策の検討等が必要と考える。

【意見】

(9) 新事業活動支援設備貸与事業資金

オ 監査結果

過去5年平均で、貸付枠の約7割の利用実績があり、中小企業の金融支援策として一定の成果をあげているものとする。

本制度は、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備貸与制度（以下「国貸与制度」という。）を補完する制度であるが、国貸与制度は平成26年度末に廃止されることから、廃止後の本制度のあり方について検討する必要がある。

【意見】

(10) 中小企業制度融資

(10-6) 経営基盤強化資金、創業・新事業展開支援資金、小規模企業支援資金、経営安定支援資金及び経営活力再生資金の監査結果

県内中小企業の資金繰りに万全を期すため、景況等を注視し、必要に応じて資金の見直し等を行う必要がある。

【意見】

(11) 一般会計繰出金及び公債元利金

カ 監査結果

(イ) 貸付先組合からの償還金によって独立行政法人中小企業基盤整備機構及び山口県へ貸付金が償還されている。しかし、貸付先組合の中には返済を延滞している先があった。

未収債権の回収にあたっては、個別の延滞先の状況に応じた債権回収方針を決定し、鋭意回収を行う必要がある。

【意見】

5 商工労働部 観光振興課

(1) 県産品の首都圏戦略的PR事業

エ 監査結果

(ア) 競争入札審査会において「予算編成時に委託先が決定されている。」との記述があるが、予算編成時に委託先が決定されるものではないことから不適切な記述である。

【意見】

(イ) 「伝統的工芸品月間販売状況」については、月間の販売数量は分かるが、累計がないため年度途中の売り上げが分かりづらいものとなっている。累計欄を設けるなどして工夫をする必要があるものとする。

【意見】

(2-1) 観光事業運営及び指導事業(ちよるる派遣業務委託)

ク 監査結果

されているところであり、国の動向を注視していく。

(主務課・室 商工労働部経営金融課)
制度廃止後の代替策が国において検討されているところであり、国の動向を注視していく。

改善途中

(主務課・室 商工労働部経営金融課)
景気・雇用情勢や融資実績等を総合的に勘案するとともに、国の動向や中小企業の資金需要等を踏まえ、金融機関や信用保証協会等の意見も聴きながら、平成27年度の当初予算の編成過程において、必要に応じて資金の見直し等を検討する。

改善途中

(主務課・室 商工労働部経営金融課)
平成26年度の未収債権の回収にあたっては、個別の延滞先の状況に応じて対応方針を決定し、回収を進めている。また、平成25年度中に新たに延滞先の連帯保証人等に対し訴えを提起し、裁判上での話し合いによる解決を図るなど、鋭意回収を実施している。

措置済み

(主務課・室 商工労働部観光振興課)
監査後初めての契約となる平成26年4月1日からの契約について、記述内容を改めた。

措置済み

(主務課・室 商工労働部観光振興課)
監査後初めての契約となる平成26年4月1日からの契約において、月報の「伝統的工芸品月間販売状況」欄に累計欄を設けた。

措置済み

<p>ちよるる派遣業務委託において、プロポーザル方式をとっているが、この採点表で自由意見記入欄に記入している者は2名のみであった。プロポーザルの性格上、意見を記入することが望まれる。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部観光振興課) 平成26年度プロポーザルにおいて審査員全員に自由記入欄に意見を書いてもらうようにしたが、今後は記入必須の自由意見欄とする。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(2-2) 観光事業運営及び指導事業 (観光情報収集・発信業務委託)</p>		
<p>オ 監査結果</p>		
<p>(ア) 平成24年度観光情報収集・発信業務実績報告書の中において、旅行商品造成支援のための情報収集及び企画で会社訪問として「首都圏、関西圏、中部圏、福岡、広島の旅行业协会を訪問し、本県観光情報の発信及び業界情報の収集を行った。」と記載されているが、具体的な記述は行われていない。具体的に記入する必要があるものとする。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部観光振興課) 受託団体に対し指導を行った結果、平成25年度事業報告書内に会社訪問先の記載を確認できたが、具体的な業務内容の記載がないことから、今後は、業務内容の記載を求める。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(イ) 業務委託検査調書の中で、ある程度具体的なものをコピーするなどして内容が詳細に分かるように、証拠書類として添付しておくことが望ましい。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部観光振興課) 平成25年度から業務委託内容を含む受託団体の事業報告書を添付することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(3) 「おいでませ！山口イヤー」観光交流キャンペーン推進事業</p>		
<p>カ 監査結果</p>		
<p>観光客誘致に向けては、旅行商品造成に加え、食や温泉など観光コンテンツの充実やホームページ等による観光情報の発信、パブリシティを活用したイベントなど多様な取組を組み合わせることによって、引き続き効果的な誘客を図る必要があるものとする。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部観光振興課) 平成25年度において、「(株)おいでませ山口県」や「島耕作」等を活用した観光情報を発信するとともに、「美食王国やまぐち」をキーワードとした、県内外でのイベントや「やまぐち美食コレクション2013」の実施、旅行商品造成の支援など、誘客につながる多彩な取組を展開したところである。 今後も、大河ドラマ「花燃ゆ」の放映決定を契機とし、「明治維新」をテーマとした旅行商品の造成支援や、全県周遊型のパスポートブックの作成、観光アプリの開発など、観光コンテンツの充実を図り、観光客誘致に向け取り組むこととしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(4) 観光交流県やまぐち推進事業</p>		
<p>カ 監査結果</p>		
<p>おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会に対して、おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会負担金として、平成20年度は戦略的誘客推進事業として25,000千円、平成21年度及び平成22年度はおいでませ山口情報発信事業としてそれぞれ20,000千円、平成23年度及び平成24年度は観光交流県やまぐち推進事業として20,000千円が県から支出されている。平成21年度以降、定額の負担金となっているが、事業効果も考慮した効率的な事業運営を行う必要があるものとする。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部観光振興課) 今後、協議会の体制強化を図っていくこととしており、その観点から、効率的な事業運営と事業効果の把握に努め、負担金の額に見合った事業運営を図っていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		

(5) 広域観光推進事業

エ 監査結果

(ア) 負担金の根拠として、支出伺いでは「平成24年度予算案のとおり」としているが、予算案に記載されている支出内訳の検討が行われていない。DISCOVER WEST 協議会で策定された事業費の積上げ内容を入手・検討して初めて負担金の適正水準を知ることができる。現状は、事業費自体の積算資料を入手しておらず、負担金として支出すべき内容の検討が行われていないので検討する必要がある。

【意見】

(イ) 鳥取県は、当協議会に対する自県としての意見を「平成25年度DISCOVER WEST連携協議会の取組に向けた鳥取県の提案」という文書を意見書として提出するなど、積極的にプラスとなるように取組んでいる。山口県も負担金を支出しており、積極的に県に有益となるような意見や施策を発信し、協議会を積極的に活用するよう希望する。

【意見】

(ウ) DISCOVER WEST 協議会の主目的は中国5県への観光誘客数増加を促進させることと魅力ある観光地づくりである。この目的達成のために山口県も500万円の負担金を支出している。しかしながら、DISCOVER WEST 協議会から得られている効果が定量的に把握できていない。当該協議会を通じて造成された商品に対してどの程度需要があったかを把握し、実績の年度別集計データや予定実績比較などを統計データ化することが重要と考える。

【意見】

(エ) 負担金の根拠として、支出伺いでは「平成24年度予算案のとおり。」としているが、予算案に記載されている支出内訳の検討が行われていない。関門海峡観光推進協議会で策定された事業費の積上げデータを入手して検討を行う必要がある。

【意見】

(オ) 関門海峡観光推進協議会として誘客促進事業を行っているが、関門エリアでの事業の結果、山口県を周遊してくれた観光客がどの程度いたか、さらに山口県にどのようにプラスの経済効果を生んだかを示すデータがない。例えば、巖流島イベントに来訪した観光客にアンケートを取り、翌日の観光予定地等を情報として入手することで、県内周遊客がどの程度潜在的に存在しているかを把握する必要がある。また、県内周遊予定者が少ない場合には、今後どのようにすれば改善できるかといった視点での情報として活用できる。

【意見】

(6) 東アジア地域観光客誘致促進事業

エ 監査結果

(ア) 補助金交付要綱においては、山口県内への旅行者(有償宿泊者)一人当たり3,000円以内の補助額を支給すると規定しているが、「以内」としている算定方法が不明

(主務課・室 商工労働部観光振興課)
DISCOVER WEST 協議会に対して、今後積算資料の提供を求める文書を4月1日付で通知し、支出内訳の検討を行う体制を確立した。

措置済み

(主務課・室 商工労働部観光振興課)
今後は機会をみて当該協議会による取組に対し、積極的に意見、提案を行うこととした。

改善途中

(主務課・室 商工労働部観光振興課)
当該協議会から中国五県の送客実績を入手したところであり、今後の観光客誘致拡大に向けたデータとして活用していく。

改善途中

(主務課・室 商工労働部観光振興課)
関門海峡観光推進協議会に対して、今後積算資料の提供を求める文書を4月1日付で通知し、支出内訳の検討を行う体制を確立した。

措置済み

(主務課・室 商工労働部観光振興課)
定期的に行われている下関市の観光客動態調査について、より詳細な結果の提供を受けることとし、それを活用し、観光客の周遊の動向把握に努めていく。経済効果については観光消費額を用いて推計することにより対応していく。

改善途中

(主務課・室 商工労働部観光振興課)
平成26年4月1日に所要の要綱改正を行い、補助額や補助対象の明確化を図つ

措置済み

である。連泊した場合の延べ人数で補助額を算定するのか、単純にツアー申込者人数（実人数）に対する算定単価なのか、要綱での規程自体が曖昧であるので再検討する必要がある。

【意見】

(イ) 住み良さ・元気指標では平成24年度に観光客3,000万人を目標値に掲げ、東アジアからも観光客誘致に係る事業を行っているが、事業効果を踏まえ、国とも連携した更なる取組を図っていく必要があるものと考え。

【意見】

6 商工労働部 交通政策課

(5) 地方バス路線運行維持対策事業

カ 監査結果

(ア) 山口県生活バス路線対策事業費補助金の要件として次のように定められている。

a 複数市町にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は平成13年3月31日における市町の状態に応じて決定するものとするが、平成13年4月1日以降に市町村合併が行われた後の単一市町内を運行するものとして新たに補助金を受けようとする系統はこの限りでない。

b キロ程が10km以上のもの。

これらの広域要件や距離要件は、国庫事業の補助金の要件と相違しているため、国庫事業の要件と整合させ、路線の効率化を促進させるよう県として指導する必要がある。

【意見】

(イ) 山口県生活バス路線対策事業費補助金の要件の一つとして、利用者基準があり、1日当たりの輸送量が1~150人のものと定められている。この利用者基準では、1日当たりの輸送量が1人でも助成が受けられるので、この利用者基準の引き上げを行って、利用者の少ない路線の見直しを事業者が促進するよう図る必要があると考える。

【意見】

(ウ) 地域全体の負担が最小限に抑えられる「地域主導型の生活交通」体系を実現するために、県は平成18年10月に「生活交通の活性化に関する指針」を作成して、市町に対し、生活交通の課題や具体的な活性化方策を内容とする「地域交通活性化計画」の策定を指導している。この計画に基づく取組が着実に実行されるよう、国等と連携しながら助言・情報提供等を引き続き行っていく必要がある。

【意見】

(6) 離島航路対策事業

カ 監査結果

(ア) 県内14の離島航路事業について、その経営状況をみると、平成23年度決算ベースで、県内全離島航路事業者の合計欠損額は8億円を超えており、厳しい状況が続

た。

(主務課・室 商工労働部観光振興課)
訪日旅行が急速に増加拡大している東南アジアについて平成25年度には、国事業を活用し、タイでのプロモーションを行ったところであり、今後も引き続き国と連携した取組を行うこととしている。

措置済み

(主務課・室 商工労働部交通政策課)
今後、事業の見直しを行うこととしており、広域要件等の整合性についても、この中で検討してまいりたい。

改善途中

(主務課・室 商工労働部交通政策課)
今後、事業の見直しを行うこととしており、利用者基準についても、この中で検討してまいりたい。

改善途中

(主務課・室 商工労働部交通政策課)
県では、国、市町等を構成員とした協議会を設置し、毎年度、地域交通の活性化に向けた取組等について、協議・情報交換を行う体制を確保している。

措置済み

また、平成26年度は、国と連携して、新たに、県内市町の交通担当者を対象とした交通政策に関する会議・研修会を実施し、取組の充実を図っている。

今後とも、国等と連携して、助言・情報提供等を引き続き行っていく。

(主務課・室 商工労働部交通政策課)
県では、国、市町等をメンバーとした協議会を設置し、毎年度、利用促進や経費削減

措置済み

いており、いずれも、離島航路整備法に基づく離島航路整備費補助の対象航路として指定を受け、国、県などからの補助金を活用して、航路の維持・運営がなされている。交流人口の拡大への取組を通じた利用者数の増大や事業経費の削減などの改善措置について、引き続き、国・県・市町が一体となって継続的に取組む必要があると考える。

【意見】

(イ) 山口県離島航路補助金交付要綱の第4条第1項第1号のウの(カ)において、補助金額算定上、「特別な配慮」がされている。平成20年度以降、15%特別補助加算が継続して適用されている。この適用率は固定したものでなく定期的に見直しを検討する必要がある。

【意見】

(7) 運輸事業振興助成事業
オ 監査結果

(ア) 補助対象事業と補助金の交付目的との整合性

ｃ 補助対象事業については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づく政令により9つの事業が定められており、県においても同様の内容で山口県運輸事業振興助成補助金交付要綱において示されているが、その内容が抽象的な定めであることから、補助金の交付目的との整合性や事業効果を確認することが困難な場合がある。このため、県においては、これまでの確認に加えて、必要に応じて補助事業者から対象事業の資料を求めるなど、より具体的な使途の確認を行う必要があるものと考ええる。

【意見】

(イ) 山口県トラック協会（県の運輸事業振興助成補助金の91.5%を支給している。）に対する補助金の25%が公益社団法人全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）に対して、中央出損金として出損されている。全ト協は、トラック運送事業の適正な運営、健全な発展の促進、公共の福祉に寄与するための事業の実施、事業者の社会的・経済的地位向上、会員間の連携・協調の緊密化のために都道府県トラック協会の中央団体として昭和23年に設立された。平成23年9月30日に施行された「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づく政令によって、山口県トラック協会は、中央団体である全ト協に対して、従前同様、運輸事業振興助成補助金のうち25%を中央出損金として支払を行っている。このような制度が設けられている理由は、トラック事業やバス事業の諸施策の一部は全国的に統一して行う必要があるからとされている。県としても、山口県トラック協会を通じて、全ト協に間接的に補助を行っていることとなるのであるから、全ト協の決算書の入手及び事業内容の確認を行う必要がある。

【意見】

減等の取組を盛り込んだ離島航路確保維持計画を策定し、事業終了後には、事業評価を行い、その結果を次年度の計画に反映するというPDCAサイクルにより、各航路の経営改善に取り組んでいる。

また、新たな取組みとして「離島航路だより」を発行し、情報を発信を通じて離島航路の利用促進を図ることとしている。

今後とも、こうした取組により、各航路の経営改善に継続して取り組むこととしている。

(主務課・室 商工労働部交通政策課)

特別配慮については、各航路の決算資料をもとに適用の可否及び適用率について検討を行い、来年度も継続することとした。

今後とも、各航路の決算状況等をもとに、見直しの検証を行うこととしている。

措置済み

(主務課・室 商工労働部交通政策課)

平成26年度事業から、交付申請時及び実績報告時に山口県運輸事業振興助成補助金交付要綱に示す補助対象事業との整合を確認する様式の提出を求めるとともに、必要に応じて対象事業の資料を求めることについて、山口県トラック協会に対して文書で通知した（平成26年7月4日付）。

措置済み

(主務課・室 商工労働部交通政策課)

平成26年度事業から、中央出損金で実施される事業の確認を行うために全国トラック協会の決算書の提出を求めると山口県トラック協会に対して文書で通知した（平成26年7月4日付）。

措置済み

<p>7 商工労働部 労働政策課 (8) 障害者就業支援事業 キ 監査結果 契約先の法人について、途中で支援員が退職し新たに支援員を雇用しているものがあった。新たな支援員を雇用する5日間、支援員がいない状態が生じていた。契約(契約書、使用書)上は、その場合の取扱いの明記はなく、また、特に減額の検討も行われていなかった。このケースは特に影響はないとの説明があったが、期間による契約であり、また、途中で支援員の交代がある場合には、業務の効率化にも影響があると考えられる。 契約上、支援員の交代が必要な場合の対応について定めておく必要があるものとする。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課) 本事業は平成24年度で廃止済みであるが、今後類似事業を行う場合には意見を反映するよう努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(9) 産業人材育成総合支援事業 エ 監査結果 知識等習得訓練、デュアルシステム訓練は、過去を踏襲して毎年度公募型プロポーザル方式を採用しているが、「山口県業務委託プロポーザル方式実施要領の運用について」では「プロポーザル方式を実施する場合は、プロポーザル方式によることとした具体的な理由を明記しておくこと。」とされている。 毎年度検討を行って理由を明確にした文書を残す必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課) 山口県業務委託プロポーザル方式実施要領等に基づいた対応とするよう事務を改め、平成25年度第4回目のプロポーザル以降、決裁に、「プロポーザル方式とすることの理由」を明記している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(10) 若者就職支援センター管理運営費 カ 監査の結果 年度別事業計画書は前年度の10月末までに提出することになっている(包括協定書第15条第1項)が、平成24年度分は平成24年3月22日に提出されており、包括協定の遵守がなされていない。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課) 平成25年10月に、若者就職支援センターと労働政策課で協議し、協定の遵守を徹底した。平成26年度事業計画書は、平成25年10月28日に提出された。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(12-1) 若者就職支援センター機能強化事業(高校生県内就職支援強化事業) (12-2) 若者就職支援センター機能強化事業(中小企業人材確保支援事業) エ (12-1)及び(12-2)の監査結果 (ア) 管理費について予定価格では、事業費の5%以内の設定となっているのに対し、見積書は事業費の15%の設定となっている。トータルで予定価格を越えなければ妥当としているが、予定価格を5%以内で設定しており、15%が妥当か否か改めて検証する必要があるものとする。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(イ) 管理費の支出実績が見積書と比較してa、b、cともに増加しているが、増加理由は把握していない。金額及び事業費に対する割合が増加した理由を把握する必要があるものとする。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(ウ) 完了検査結果についての伺書に決裁日付の記入され</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課) 平成26年度事業からは、見積書の管理費の妥当性について、検証することとし、管理費を15%に設定した考え方について、受託者に説明を求めた。</p> <p>(主務課・室 商工労働部労働政策課) 平成25年度事業から、管理費の支出実績について、妥当性を検証することとし、管理費の支出実績について、その内訳の提出を求め、検証を行った。</p> <p>(主務課・室 商工労働部労働政策課)</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>ていないものがあつたので、記入漏れの無いよう業務を行う必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p>	<p>平成 25 年 10 月に班内で協議し、山口県公文書取扱規程第 28 条第 2 項の周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(13) 雇用のセーフティーネット強化事業 エ 監査結果</p>		
<p>(ア) 予算とほぼ同額の予定価格が作成されていた。仕様書上、必要日数等が明確に記載されていないなかで、必要人員が増加して計算されている。仕様書に県の予算限度額 10,320 千円が明示されているが、この計算過程が不明確である。また、仕様書上、必要日数は明確にせず、口頭で必要日数を伝えてあるとのことであった。労働局との調整上、必要日数に変更になることも考えられるため、仕様書上明確に記載すると、臨機応変に対応できないため、このように行っているとのことであった。しかし、当該業務の予定価格算出については、日数等を積算の根拠としており、委託業務の効果が出る日数を予定価格算出に用いているのであるから、業務の日数等を仕様書上明記する必要があるものと考ええる。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課) 計算過程の根拠として、平成 26 年度事業からは、仕様書に日数等の業務量を明記することとし、平成 25 年 10 月に班内で周知した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>さらに、業務内容からしても「求人開拓」、「カウンセラー派遣」及び「ジョブ・フェアの開催」等であることから、概ね人員の稼働日数が業務内容に直結するものと考えられる。また、柔軟な対応を行う必要がある場合には、変更契約にてその目的を達成することが可能と考える。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課) 平成 25 年 10 月に班内で協議し、平成 26 年度事業からは、仕様書に日数等の業務量を明記することとし、これに変更があれば、変更契約を行うことを周知した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 仕様書に県の予算限度額 10,320 千円が明示されていることについては、業務委託契約前の見積徴収時に先方に渡した仕様書には金額情報をブランクにしたものを渡したとの回答であった。ただし、県に保管されている仕様書においては、当該業務の予算限度額をブランクにした仕様書は保管していないとのことであった。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課) 平成 25 年 10 月に班内で協議し、業者に提示した仕様書の保管について、周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>随意契約において、どのような仕様書を基に見積書を徴収したのか不明確であることは望ましくないため、文書管理を徹底する必要があるものと考ええる。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課) 平成 25 年 10 月に班内で協議し、業者に提示した仕様書の保管について、周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 実績報告によれば、当初仕様書に記載されている業務が行われているため、行政目的は達成されているものと判断できる。しかし、仕様書には業務量の記載がないため、業務量が行政目的に適合したものとなっているか不明であるので、この点からも再検討する必要があるものと考ええる。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課) 平成 25 年 10 月に班内で協議し、平成 26 年度事業からは、仕様書に日数等の業務量を明記することを周知した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(14) 自立・就労総合サポート事業 オ 監査結果 業務の実施に際して、手順を踏んだ契約が行われてお</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課)</p>	

<p>り、随意契約に合理があるものと判断した。ただし、仕様書4記載の「年間の実施計画書を作成し、平成24年3月22日までに、県に提出すること。」について、計画書は受け取っているものの、日付の記載がないために仕様書どおりの期限に履行されたかどうか不明である。また、仕様書4「月ごとの実施状況に係る報告書を提出し、実施月の翌月10日までに県に提出する」についても同様に、日付の記載がないため、仕様書どおりの期限に履行が為されているかどうか不明である。これらについては、日付が明確になるよう、書式を設定する等検討する必要があるものと考ええる。</p>	<p>日付が記載できるよう、指摘後直ちに、様式を変更した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p>また、それぞれの業務に従事する職員についても、経験年数等が設定されている。これについては、書面への詳細な記載がない者については口頭で確認をし要件をクリアしているとのことであるが、仕様書に記載どおりの状況であることを文書によって確認することが必要と考える。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課) 本要件設定は平成24年度で廃止済みであるが、今後類似事例がある場合には意見を反映するよう努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>8 商工労働部 出先機関</p> <p>(2) 山口県計量検定所</p> <p>オ 監査結果</p> <p>(ア) 委託料は、全額前払となっているが、これは会計規則第68条第2号に基づく特例的支出とされている。前払とすべき根拠が明確ではなく、原則どおり一部のみ前払を行い、残りは中間時及び完了時に支払を行うことが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(イ) 予定価格の算定根拠が明確となっていない。平成17年度当初は積算して算出しているはずであるが、その後、積算は行っていないとのことである。毎年度、実際の業務内容により予定価格を積算する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課) 平成26年度の契約から、全額前払いに代えて月ごとに支払うこととした。</p> <p>(主務課・室 商工労働部商政課) 平成26年度から、予定価格算出表を作成し、算定根拠を明確にした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>(3) 山口県国際総合センター (指定管理)</p> <p>ウ 監査結果</p> <p>(ア) コンベンション施設については、コンベンションの開催規模縮小や大規模イベントの減少に伴い、見本市市場、イベントホールや国際会議場等の稼働率の減少が続いている。また、海峡ゆめタワーについても、東日本大震災等の影響により、入場者数が前年度を下回っている。利用者満足度調査報告書による調査結果は、概ね良好であるので、利用促進や更なる誘客に向けた取組が必要である。現在、利用者のニーズ等の詳細分析や各種機関への営業活動を展開しており、これをコンベンション施設の稼働率の上昇及び海峡ゆめタワーの入場者数の増加に繋げる必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課) 毎月1回の営業会議及びタワーイベント会議に加え「コンベンション誘致・タワー誘客推進委員会」を実施するとともに、タワーイメージキャラクター「ゆめたん」を活用したタワーPR活動や北九州エリアを含めたコンベンション顧客への訪問営業など積極的なコンベンション誘致・タワー誘客に努めている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) タワー利用料、会場使用料及び駐車場利用料等の現金については、平成20年9月から現金実査調査に上司の検印欄を設けて、確認した証跡を残すよう措置を取っているとのことであるが、その事実を確認するこ</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課) 平成26年8月1日から、現金実査の確認として上司の検印を記録として残すこととした。</p>	<p>措置済み</p>

とはできなかった。これらの現金を確認した記録を残す必要があるものとする。

【指摘】

- (ウ) 平成20年9月から予約管理システムのパスワードを定期的に変更することとしているが、システム変更時や担当者変更時にパスワードの変更で運用しており、定期的な変更するルールとはなっていない。明確化したルールの策定が必要と考える。

【指摘】

(4) 山口県立東部高等産業技術学校

ウ 監査結果

- (ア) 寄宿棟全面打診調査業務において、旧男子寮と桜風寮それぞれ別契約を行っていた。業務内容、実施時期、指名業者、落札業者等は一緒であり、一つの契約とすることの検討が必要であったと考える。

【意見】

また、旧男子寮（昭和52年築）は、建物に十分な耐震性がないため、平成20年度以降は入居募集をしていないが、外壁全面打診調査報告書によれば、至急補修を行うべき箇所があるとの記載がある。一方、桜風寮（昭和57年築）は、現在、寮として使用しており、外壁全面打診調査報告書には、同じく至急補修を行うべき箇所があるとの記載がある。現在、補修の具体的な計画はない。旧男子寮及び桜風寮のこれからの有効利用等を検討して、補修については県全体で優先順位をつけ順次対応する必要がある。

【意見】

- (イ) 産業人材育成総合支援事業の委託契約において、中途退校者が出た場合に委託訓練変更契約を締結していない。一方、山口県立西部高等産業技術学校では、その都度変更契約を行っている。必要な手続きが否かの検討を行い、両校で統一することが望ましい。

【意見】

産業人材育成総合支援事業の医療クラーク科の委託契約において、平成24年3月5日起案の業務執行伺の予算額、予定価格が鉛筆にて書き換えが行われていた。これは、決裁後受け入れ可能人数が20人から24人に増加したためである。本来の手続として、再度執行伺を作成し、決裁を取る必要があったものとする。

【指摘】

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)
平成26年4月1日より取扱要領を策定し、パスワードを管理する責任者により、3ヶ月に一度の定期的なパスワード変更を行うこととした。

措置済み

(主務課・室 商工労働部労働政策課)
事業対象施設が別の建物であり、地元企業に対する受注機会を確保する観点から、別々に発注したものであるが、平成26年3月に、今後類似事例がある場合には意見を反映するよう課内で協議し周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 商工労働部労働政策課)
旧男子寮については、十分な耐震性がないため、平成26年度末には使用を全て中止することとしている。桜風寮の建物については、今後も使用し、県全体の優先順位をつける中で、適宜、補修するよう努めていく。

改善途中

(主務課・室 商工労働部労働政策課)
中途退校があった場合の変更契約については、原契約において、中途退校があった場合、委託料を減額することが明記されていることから、この場合の変更契約は不要であることから、平成26年8月に通知文書により、周知徹底を図り、両校の業務手続きの統一化を図った。

措置済み

なお、本件については、平成25年度当初から上記の対応をしているところであるが、改めて通知文書による対応をしたところである。

(主務課・室 商工労働部労働政策課)
執行伺の適切な運用について、平成26年8月に通知文書により、周知徹底を図った。

措置済み

なお、本件については、監査後担当者に対し、ご指摘のあったような事案が発生しないよう口頭による指導を行ったところであるが、改めて通知文書による対応をしたところである。

また、産業人材育成総合支援事業の介護職員基礎研修科及び医療クラーク科の執行伺や決裁書類の決裁年月日が空欄のものが散見された。決裁年月日の記載を徹底すべきと考える。

【指摘】

(主務課・室 商工労働部労働政策課)
決裁年月日の記載漏れがないよう、平成26年8月に通知文書により、周知徹底を図った。

措置済み

なお、本件については、監査後担当者に対し、ご指摘のあったような事案が発生しないよう口頭による指導を行ったところであるが、改めて通知文書による対応をしたところである。

(5) 山口県立西部高等産業技術学校

ウ 監査結果

(ア) 委託契約の執行に際して、山口県立東部高等産業技術学校では執行伺にて事業の執行の承認を得たうえで、業務が開始されているが、山口県立西部高等産業技術学校ではこの業務執行伺を省略して、委託契約の締結伺いで実施している。両校での業務手続を統一する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 商工労働部労働政策課)
委託契約の執行に際し、執行伺の決裁をとるよう、平成26年8月に通知文書により、周知徹底を図り、両校の業務手続の統一化を図った。

措置済み

なお、本件については、監査後担当者に対し、口頭による指導を行い、西部高等産業技術学校において、平成26年1月開始分の訓練から執行伺を行っているところであるが、改めて通知文書による対応をしたところである。

(イ) 平成25年度において暗幕の取得を行っている。暗幕は視聴覚教室用及び体育館用の二式を購入しているが、登録確認リスト(行政財産を登録するシステム)では一式として登録されている。物理的に異なる場所に設置される備品については、管理面から各々登録して管理する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 商工労働部労働政策課)
平成25年度に備品を物品管理システムに別々に登録し、管理することとした。

措置済み

(ウ) 医療事務科の訓練委託業務の中で、毎月、「訓練出席状況報告」が委託先から提出されている。また、訓練終了後には、委託先から「就職状況報告一覧表」及び「就職状況報告書」が提出され、内容の検査が行われ適切に処理されていた。しかし、就職の決まった訓練生について、訓練終了後、就職の決まった旨の「就職状況報告書」のない者が1名あった。最終的には、巡回就職支援指導員により確認が行われているが、「就職状況報告書」は確実に入手する必要がある。また、同様な事例が、介護職員基礎研修科の訓練委託業務の中においてもあり、「就職状況報告書」を適切に入手・保管する必要がある。

【意見】

(主務課・室 商工労働部労働政策課)
「就職状況報告書」を適切に入手・保管するよう、平成26年8月に通知文書により、周知徹底を図った。

措置済み

なお、本件については、監査後担当者に対し、ご指摘のあったような事案が発生しないよう口頭による指導を行ったところであるが、改めて通知文書による対応をしたところである。

(エ) ビジネスコミュニケーション科の訓練委託業務の中において、訓練生が中途退学した場合には、委託訓練契約に基づき、3回変更契約が締結されている。委託期間が6か月の間に、3度の変更契約となっている。委託金額は定められた計算式により確定することから、変更契約することが必要か否かを検討することが望ましい。

(主務課・室 商工労働部労働政策課)
中途退校があった場合の変更契約については、原契約において、中途退校があった場合、委託料を減額することが明記されていることから、この場合の変更契約は不要であることから、平成26年8月に通知文書により、周知徹底を図り、両校の業務

措置済み

【意見】

手続きの統一化を図った。

なお、本件については、平成25年度当初から上記の対応をしているところであるが、改めて通知文書による対応をしたところである。

また、委託訓練の成果報告書として、「訓練実施状況報告書」を毎月受けているが、訓練期間累計の報告書は受けていないので、訓練期間累計の報告書を受けたい。

(主務課・室 商工労働部労働政策課)

訓練期間全般にわたる成果報告書の提出を受けるよう、平成26年8月に通知文書により、周知徹底を図った。

措置済み

【意見】

なお、本件については、監査後担当者に対し、口頭による指導を行い、監査を受けた後に終了した訓練から直ちに、訓練期間全般にわたる成果報告書の提出を受けるよう事務を改めたところであるが、改めて通知文書による対応をしたところである。

(6) 山口県若者就職支援センター (指定管理)

ウ 監査結果

平成23年度決算において、22,694千円の剰余金が生じ、平成24年度決算においては累計の内部留保金が39,278千円となっている。これは、指定管理者の申し出により剰余金として繰越を行ったとのことであるが、山口県若者就職支援センターの管理に関する包括協定書に記載のない剰余金の処分方法であるものと考えられるので再検討する必要がある。

(主務課・室 商工労働部労働政策課)

平成25年10月に指定管理者と協議し、平成25年度事業分からは、剰余金の処分を包括協定に定めていない方法で行う場合は、合意文書を交わすこととした。

措置済み

【意見】

また、1階の床カーペットの全面張替工事を1,100千円で実施している。このような大規模修繕(例示では1,000千円以上)については、県で負担することになっており、指定管理料の中から負担させることについては問題であると考えられる。

(主務課・室 商工労働部労働政策課)

人事課通知「指定管理者制度の運用に関する基本的な考え方(財政関係)について」はあくまでも標準的なリスク分担を示したものであり、両者の協議の上でそれと異なるリスク分担を行うことは可能である。

措置済み

なお、今回の工事を指定管理者が負担することについては、指定管理者が同意の上実施したものである。

【意見】

9 商工労働部 関連団体

(1) 公益財団法人やまぐち産業振興財団

エ 監査結果

(ア) やまぐち産業振興財団は、中小企業者等が、ものづくり基盤技術の高度化、産学公連携、市場開拓につながる新技術・新製品の開発に取り組む場合、開発に要する経費の一部を補助する研究開発支援事業を行っている。助成事業者がこの支援事業で取得した資産については、「公益財団法人やまぐち産業振興財団研究開発支援事業助成金交付要綱」第16条第2項で次のようになっている。「助成事業者は、理事長が別に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を理事長に提出し承認を受けなければならない。」このように定められているが、「理事長が別に定める期間」を具体的に定めたものが存在していない。助成事業者の管理義務

(主務課・室 商工労働部商政課)

平成26年3月に、「理事長が別に定める期間」を定め、期間を明確にした。

措置済み

及び県の管理義務の観点からも「期間」を明確にする必要がある。

【指摘】

(イ) やまぐち産業振興財団は、「やまぐち地域中小企業育成基金」により「地域貢献活動」に取り組んでいる商店街を対象に、やまぐち地域中小企業育成事業を行っている。この事業の補助金を認定するために審査会が開催されているが、平成24年度開催（1回開催）分、当該審査会の審査表が保管されていなかった。審査会において否定的な意見があったものについては、補助金額の削減が行われているので、否定的な意見の理由が明確になるよう審査表の保管が望まれる。

【意見】

(ウ) やまぐち産業振興財団は財団が有する財産の管理に関し、定款第7条の規定に基づき、「公益財団法人やまぐち産業振興財団財産管理規程」を定めている。この規程の第6条において、財産の運用に関する事務を行わせるために、財産運用責任者を置くことになっているが、財産運用責任者を指名する手続がとられていなかったため、この規程により指名する必要がある。

【指摘】

(2) 山口県流通センター株式会社

ウ 監査結果

(ア) 平成14年度に代表取締役を知事から民間人に変更するなど民主導の経営への移行を進めるとともに、平成16年10月からは県所有の流通センター広場を山口県流通センター株式会社に対して貸付を行っている。会社は、借り受けた土地を立地企業向けの業務用及び社員有料駐車場として活用を図っている。会社の建物については、昭和61年3月建築のため老朽化が進んでおり、保守管理を徹底的に行うことで修繕費を抑制し、設備の維持を行っているが、将来的な大規模修繕並びに建物更新資金の確保について検討する必要がある。

【意見】

(イ) 県主導の第三セクターの検討に際しては、県施策を推進する上で第三セクターの役割が必要で、かつ民間法人等での代替は困難かどうか及び県からの支援に頼らず法人運営が行われているかの総合的な判断が求められる。山口県流通センター株式会社の県の施策を推進していく上での役割は終わったと考えられ、民営化や民間への事業譲渡等を検討する必要がある。

【意見】

(ウ) 会社の決算公告は、電子公告による方法に拠っているが、会社のホームページ上では貸借対照表及び損益計算書の要旨のみ直前事業年度3期分が開示されている。会社法第440条第2項及び第3項では、貸借対照表の5年間の継続開示とともに、その全部を開示することとなっているので、それに沿った電子公告の必要がある。

(主務課・室 商工労働部商政課)
平成26年度から、審査会の審査票の保管等について、適正な管理を行うため、全てファイルに保存することとした。

措置済み

(主務課・室 商工労働部商政課)
平成26年3月に、財産運用責任者について、規程に基づき指名を行った。

措置済み

(主務課・室 商工労働部商政課)
財務健全化計画(平成19年度～28年度)を遂行中であり、その達成後に大規模修繕等の資金確保について検討する。

改善途中

(主務課・室 商工労働部商政課)
財務健全化計画(平成19年度～28年度)を遂行中であり、その達成後に民営化について検討する。

改善途中

(主務課・室 商工労働部商政課)
平成25年10月に電子公告の修正を行った。

措置済み

<p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p>(エ) 経理規程の最終更新が平成17年4月1日であり、会社法改正前のいわゆる商法の規定のままとなっている。会社法の規定に則った改正を行う必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課) 平成25年10月に経理規程の改正を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 山口県産業技術センター</p> <p>エ 監査結果</p> <p>(イ) 産業技術センターが、企業の技術をきちんと評価することで、地場企業は金融機関からの融資が得やすくなると考えられる。産業技術センターにおいては、平成24年に山口フィナンシャルグループ等との連携協定を締結し、金融機関の機能の有効活用に取り組んでいるところであり、引き続き金融機関との効果的な連携を図っていくことが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課) 従前から共同でセミナーや相談会を開催するなど連携を図っており、引き続き金融機関との効果的な連携を図っていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 「固定資産貸付要領」第1号様式「固定資産使用申込書」には「減免を受けようとする場合はその理由」を記載する欄が設けられているが、記載されていないケースが散見された。具体的には、100%減免で継続使用のものについてはほとんどのケースで当該欄に記載がなく空欄で提出されている。また、100%減免で新規のものについて記載がなく、空欄で提出されているものが1件あった。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課) 平成26年4月から、申請書交付時・受領時に記載のルールを徹底を図り、記載不備については適宜修正させることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>100%減免のケース用の申込書を別途様式で行うかを検討して、ルールの徹底を図る必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課) 検討の結果、100%減免の場合のみ別途様式とする必要はなく、減免理由の把握と減免適用となる申請者の利便性の点で現在の様式が適当であるとの判断になったことから様式は変更しない。 平成26年4月から、申請書交付時・受領時に記載のルールを徹底を図り、記載不備については適宜修正させることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 山口県産業技術センターのホームページ上では、平成23年11月25日に特許公開情報を掲載したのを最後に案件ごとに、公開情報、取得情報を掲載するのを止めて、平成23年12月から年1回特許権の保有状況を開示するのみとなっており、公開情報が後退している。企業に関心を持ってもらうためにも、保有情報と取得情報をタイムリーにホームページ上に案件ごとに開示するのが望ましいと考える。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課) 意見の趣旨を踏まえ、保有情報と取得情報について、タイムリーにホームページ上に案件ごとに開示することとし、平成26年7月に最新情報を開示した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 株式会社山口県ソフトウェアセンター</p> <p>ウ 監査結果</p> <p>(ア) 山口県及び光市の共同事業として、情報産業の集積を図る目的で整備された「ひかりソフトパーク」に設置された。しかしながら、現状においても集積は進ん</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課) 会社は平成26年3月に中期経営改善計画を策定し、4月から実施に移しており、</p>	<p>措置済み</p>

でならず、また、マーケットが小さい市場であることから収益面で採算がとりにくい状況にある。営業損益及び当期利益は、平成15年3月期以降赤字であり、繰越欠損金は平成25年3月期現在229,988千円となっている。

繰越欠損金を解消し、経営改善に取り組むため、早急に平成26年度以降の中期経営改善計画を策定し、早急に実施に移すよう県としても監督する必要がある。

具体的には、会社が従来からコア事業として取り組んでいる研修事業について、その研修体系やカリキュラムにおけるIT施策の国の動向やスキル標準の新たな取組等に県として指導力を発揮する必要がある。また、地域内外の他機関と連携して地域の実情に合った新たな人材育成の事業モデルを構築する等、不足する経営資源の創意工夫をあわせて指導する必要がある。

【意見】

(イ) 「地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時設置法」により設立された地域ソフトウェアセンターの中で、近年、研修事業やテナント事業とも経営環境が厳しく、今後とも経営改善が見込めないため次のように解散が相次いでいる。

- ・(株) 京都ソフトアプリケーション (平成17年3月解散)
- ・(株) 長崎ソフトウェアセンター (平成19年6月解散)
- ・(株) 高知ソフトウェアセンター (平成20年3月解散)
- ・(株) さいたまソフトウェアセンター (平成24年1月解散)
- ・(株) 広島ソフトウェアセンター (平成25年3月解散) 他

県としては、経営改善の取組状況を注視するとともに、地元自治体や主要株主との意見交換を行い、株式売却を含めてその方向性を決める時期であると考え。

【意見】

(6) 山口宇部空港ビル株式会社

ウ 監査結果

(ア) 国際線ビルは、平成13年度以降県が賃借して各種イベントや県民の交流の場にも対応できるスペースの確保や空港関係機関の事務室など「空港会館」として活用している。会社が、国際線旅客ターミナルビルとして採算に合う運営を行うためには、国際定期路線が開航航空会社・CIQ(税関出入国管理検疫の国の機関)及び売店等各種テナントが入居して施設が賃貸され、十分な家賃収入の確保が必要である。そのためには、国際チャーター便の運航を促進し、利用実績をさらに積み重ねる必要がある。これからも、県として利用促進の対策を講じる必要があると考える。

【意見】

(イ) 山口宇部空港ビル株式会社は子会社である山口宇部

県としてはその状況を注視している。

(主務課・室 商工労働部商政課)

会社は、平成26年11月の取締役会において、今期をもって事業を終了し、平成27年6月開催予定の定時株主総会に解散の議案を提出することを決定したところであり、県としては、会社の解散に向けた動向を注視していく。

改善途中

(主務課・室 商工労働部交通政策課)

国のデジタルジャパンキャンペーンを活用した東アジア地域からの観光客誘致に併せて、韓国等の航空会社に対しエアポートセールスを実施するとともに、平成21年3月に友好協定を締結した済南空港とも連携し、国際チャーター便の拡大策に取組み、更に今年度新たに、国際連続チャーター便の運航誘致制度を創設することにより、将来の国際定期便の就航につなげていく。

改善途中

(主務課・室 商工労働部交通政策課)

<p>空港ビルサービス株式会社の株式を所有している。株式所有比率は、52.5%であるが、残りの発行済株式は、山口宇部空港ビルサービス株式会社が自社株式として保有しているため、実質的には100%子会社である。平成25年3月期の決算書においては、資産133,505千円のうち124,225千円を現金預金で保有している。会社は、山口宇部空港ビル株式会社から清掃業務、施設管理業務、空港内ビルの警備業務及びアネックスビル前貨物エリアの立哨警備業務及び山口県から空港消防隊業務を受託しているが、基本的には、これらの受託業務においては設備投資資金の必要性はないものと考えられる。親会社として、この資金の有効利用を図るよう検討する必要があるものとする。</p>	<p>資金の有効活用を図るよう、今後適切な対応を検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(ウ) 現金管理は概ね適正に行われていたが、一部の業務において担当者1名が日常的に行っていた。日々上長がチェックする等の体制の整備の確立を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部交通政策課) 指摘後直ちに、日々上長がチェックを行う体制を整備確立した。</p>	<p>措置済み</p>

平成 13 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 1 包括外部監査の特定事件
 - 公営企業(企業局)の財務及び経営管理
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
 - 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 電気事業について</p> <p>(1) 会計処理について</p> <p>ア 電力会社との料金契約を会計方針に据える弊害について</p> <p>退職給与引当金は、債務として発生した時点で算定可能であり、企業局での勤続期間に応じて負担しなければならない要支給額の全額が引当不足となっているため、毎期計上すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>イ 山口県企業局財務規程の整備について</p> <p>(ア) 退職給与引当金、修繕準備引当金など会計処理に選択肢のあるものについては、いずれを選択し、どういう基準で計上するのかを規程に定めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>2 工業用水道事業について</p> <p>(1) 会計処理について</p> <p>ア 休止事業等の建設仮勘定に関する会計処理の妥当性について</p> <p>(ア) 建設仮勘定に計上されている建設利息について</p> <p>建設休止中の建設利息は、給水施設の稼働割合により、未稼働割合分を建設仮勘定に資産計上しているが、この休止期間中は正常な工事期間とは言い難く、将来の受益者に負担を求めることも合理的とは言えない。県民に正しい経営成績及び財政状態を開示するという観点から、費用処理することを検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>(イ) 建設仮勘定計上の建設利息のうち、費用処理すべきとした金額を控除した建設仮勘定について(小瀬川第2期を除く)</p> <p>建設仮勘定計上分は、吉原ダムを除き水源施設の工事は完成している。局財務規程では、建設改良工事が完成したときは、速やかに建設仮勘定の精算を行うよ</p>	<p>(主務課・室 企業局総務課)</p> <p>平成 26 年 4 月 1 日から本格適用された新たな地方公営企業会計制度において、退職給付引当金の計上が義務化されその算定方法も定められた。これに従い、退職給付引当金を毎期計上することとした。</p> <p>(主務課・室 企業局総務課)</p> <p>平成 26 年 4 月 1 日から本格適用された新たな地方公営企業会計制度において、引当金の要件等が明確化されるとともに、財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準及び手続を注記として開示し、明瞭に表示することが義務付けられたため、県としては改めて規定する必要はなくなった。</p> <p>(主務課・室 企業局総務課)</p> <p>平成 26 年 4 月 1 日から本格適用された新たな地方公営企業会計制度において、減損会計が導入された。</p> <p>指摘を受けた資産については、減損会計の要件に該当し減損処理することとなったことから、当該資産の造成に係る建設利息についても、費用処理することとした。</p> <p>(主務課・室 企業局総務課)</p> <p>平成 26 年 4 月 1 日から本格適用された新たな地方公営企業会計制度において、減</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>う規定されていることから、固定資産の当該勘定に振替すべきであり、そして時間の経過とともに、土地を除く資産が減耗する事実を決算書類に反映すべきであり、減価償却費の計上が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>損会計が導入された。 指摘を受けた資産については、減損会計の要件に該当し減損処理することとした。</p>	
<p>イ 引当金関係について</p> <p>(ア) 修繕準備引当金は、過去の修繕実績や施設の態様等を総合勘案して長期的な修繕計画を作成の上、適正な引当金残高を計上する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 企業局総務課) 平成26年4月1日から本格適用された新たな地方公営企業会計制度において、引当金の要件が明確に定められた結果、修繕準備引当金については、新たに計上することができないこととなった。</p>	措置済み
<p>修繕準備引当金は、地方公営企業法等では修繕費執行額が予算を超過した場合の取り崩ししか規定されていないが、地方公営企業法第20条の経理方法の規定の趣旨から、必要額を超える場合の取り崩しが検討されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 企業局総務課) 平成26年4月1日から本格適用された新たな地方公営企業会計制度において、修繕準備引当金は「なお従前の例により取り崩すことができる」こととなった。 このため、引き続き、予算額を超えた場合のみ取り崩すことができ、ご指摘の「必要額を超える場合の取り崩し」はできない。</p>	措置済み
<p>(イ) 退職給与引当金は、企業局での勤続期間に応じて負担しなければならない年度末の要支給額を算定し、每期計上すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 企業局総務課) 平成26年4月1日から本格適用された新たな地方公営企業会計制度において、退職給付引当金の計上が義務化されその算定方法も定められた。これに従い、退職給付引当金を每期計上することとした。</p>	措置済み

平成 14 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 2)

- 1 包括外部監査の特定事件
財政的援助団体等の財務事務及び事業の管理
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第4 財団法人山口県私学退職金財団</p> <p>4 外部監査の結果</p> <p>(3) 意見</p> <p>イ 今後の課題</p> <p>(エ) 効率性に関する事項について</p> <p>他県の財団と共同でプログラムを開発するなど、将来的にはコンピュータ処理を検討してみてはいかがであろうか。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総務部学事文書課)</p> <p>平成 26 年度から公益財団法人に移行したことに伴い、コンピュータによる処理を開始した。</p>	<p>措置済み</p>

平成 15 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)(そ の 2)

1 包括外部監査の特定事件

- (その1) 中央病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理
精神病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理
- (その2) 山口県立大学の経営に係わる財務の事務の執行及び経営管理

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>包括外部監査結果報告書 (その1) 第3 県立中央病院の外部監査の結果</p> <p>1 監査結果のうち重要と考える指摘事項</p> <p>(2) 経済性について</p> <p>ア 科別損益を適用するに当たっては、費用の発生場所ごとに把握できる原価部門 (コストセンター) 別の管理が必要であると考える。 【指摘】</p> <p>オ 適正な経費負担について (ア) 一般会計繰入金の一部について繰入額に間接費の負担が計上されていない。 【指摘】</p> <p>2 県立中央病院についての監査結果個別事項</p> <p>(12) 科別損益について</p> <p>イ 科別損益から判明する問題点について (イ) へき地診療の損益収支がプラスになるということは、経費の配賦方法に検討の余地があると考える。 (ウ) また、受託検査の原価がゼロになっていることについても同様である。 【意見】</p> <p>ウ 原価計算算出要領についての検討事項 (イ) 医師等の直接給与費 (直課と賦課)</p> <p>a 材料費、薬品費、直接給与については、配賦ではなく直課できるように、データ計算を自動的に行う必要がある。 【意見】</p> <p>b 間接費は配賦計算によることとなるが、人数比、給与費の割合だけでなく、使用面積、収益で配賦する必要がある。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>c 一般会計繰入金に対する実際の費用を算定し、医業収益から除外し、本来の医業収益を算定する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 科別損益は、ルールを定め、自動集計できるシステムを構築する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ コスト管理を責任部署ごとに算定するため、検討を要する事項</p> <p>(ア) コスト管理ができるコストセンターの決定</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) オーバーヘッドコストの削減</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>3 意見</p> <p>科別損益を適用するに当たっては、費用の発生場所ごとに把握できる原価部門(コストセンター)別の管理が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>第5 県立病院静和荘の監査の結果</p> <p>1 監査結果のうち重要と考える指摘事項</p> <p>(2) 有用な会計情報の開示について</p> <p>イ 他会計負担金について</p> <p>医師給、看護師給のうち、一般会計負担金は直接給与相当額しかない。一般会計負担金収入とこれに対する繰入原価を表示する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>包括外部監査結果報告書(その2)</p> <p>第3 山口県立大学の外部監査の結果</p> <p>2 県立大学についての項目別監査結果</p> <p>(6) 資産の管理についての監査結果</p> <p>キ 図書館及び図書の管理について</p> <p>(サ) 図書に関するその他事項</p> <p>② 日本文化資料室に数百冊の寄贈図書があるが、図書館の図書とは別管理され、データとして図書として計上されていない。寄贈者の意図を汲み図書に組み込み活用を図るべきである。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 総務部学事文書課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p>	<p>措置済み</p>

平成 17 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)(そ の 2)

1 包括外部監査の特定事件

(その1) 県立高校の財務事務の執行及び財産の管理利用状況について

(その2) 山口県立山口図書館、山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館に係る財務事務の執行及び管理運営について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>包括外部監査の結果報告書 (その1) 第3 外部監査の結果 (個別事項) 2 委託料関係 (3) 業務委託費 イ 機械警備業務 (イ) 意見 現在、機械警備を委託している県内業者は3社であるが、平成 18 年度からは長期契約が可能となるため、5年間の長期契約を前提とし、随意契約に代えて一定の地域ごとに一括した契約をすることにより、委託料の削減をすることができないかなどを検討すべきである。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 教育庁教育政策課) 一定地域ごとに一括した契約を行うことについて検討した結果、契約規模等により中小業者の参入を阻害する要因となるおそれがあること、また、各学校により契約終期等が異なるため各学校ごとの契約締結が適当であることから、引き続き現行の長期継続契約により対応することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>包括外部監査の結果報告書 (その2) 第6 山口県立萩美術館・浦上記念館 2 外部監査の結果 (個別事項) (15) 各施設に関連する意見 イ 定型的委託業務のコスト削減に関して 現在、各施設ごとに契約を行っているが、同一業者で契約している業務もみられ、これを各館合同で一括契約とし、競争入札を行うことによりコスト削減に繋がるのではないかと考えられ、契約方法の検討が必要である。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部文化振興課) 指摘後、平成 23 年度から県立美術館及び県立萩美術館・浦上記念館の管理部門に指定管理を導入し、一体的に指定管理者に管理させることで、コスト削減を図った。</p>	<p>措置済み</p>

平成 18 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)(そ の 2)

1 包括外部監査の特定事件

(その1)試験研究機関の財務事務について

(その2)人材養成・職業訓練機関の財務事務について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>包括外部監査結果報告書 (その1) 第7 山口県林業指導センター 3 組織及び運営に関する意見 (1) 業務の状況及び改善点 ウ 緑化種苗業務について (ア) 林木育種事業 c 改善点 林業用種子の需要は減少しており、しかも林木育種園の管理費は経費削減により厳しくなっていることから、育種園の適正規模の検討を行う必要がある。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課) 現在の森林資源量等から将来の伐採・造林面積、及びこれに必要な苗木需要量を推計し、林木育種園の適正規模等について検討した結果、平成 25 年度以降、5.86ha に規模を縮小した上で集中的な管理を実施している。(平成 20 年:10.12ha)</p>	<p>措置済み</p>
<p>包括外部監査結果報告書 (その2) 第5 山口県立萩看護学校 3 組織及び運営に関する意見 (3) 萩看護学校の役割の遂行 イ (イ) 看護教育の質の向上の観点 b 実習指導について (a) 実習機関との連携 実習課程における問題点や実習効果等の各データ等の活用を効率的に行うために、将来的にはITを使って各データをデータベース化することを検討する必要がある。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 今年度から、データベース化によりデータ整理や情報の共有化を行った。</p>	<p>措置済み</p>

平成 19 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 1 包括外部監査の特定事件
公の施設の管理及び指定管理者制度の運用の状況について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(3) 指定管理者制度導入施設</p> <p><u>指定管理者制度導入各施設</u></p> <p>オ 維新百年記念公園</p> <p>(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見</p> <p>b 意見</p> <p>(a) 施設等関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民が公園施設を安全かつ快適に利用できるための環境整備が必要であり、予防保全の観点とともに修繕計画を作成する必要がある。 <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 土木建築部都市計画課)</p> <p>平成 26 年 3 月に「山口県公園施設長寿命化計画」を策定した。</p> <p>今後、同計画に基づき、計画的な維持管理及び更新を実施するものとする。</p>	<p>措置済み</p>

平成 20 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 1 包括外部監査の特定事件
情報システムに係る財務事務の執行及び事業の管理について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>4 情報システムの有効性</p> <p>(4) 個別的事項 (個別システムの有効性分析)</p> <p>イ 行政サービスの向上を主たる目的とするシステム</p> <p>(ア) 電子入札システム (技術管理課) の有効性評価</p> <p>d 有効性評価の改善案</p> <p>効率性向上によるコスト削減額については、その中心となる県側の人件費額も含めて適切に把握し、電子入札の完全移行後において、想定した効果が実際に出ていることを検証する必要がある。また、受注者側の利便性向上には、アンケート調査を実施する等何らかの検証を行う必要があると考える。一方、契約の透明性向上については、契約率だけでその評価ができず、目標の定量化は困難であるが、少なくともシステム導入前と導入後の契約率とを比較し、その変化の原因分析を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 土木建築部技術管理課)</p> <p>コスト削減効果の検証については、システム導入前と電子入札に完全移行して5年が経った現状の県側の人件費額を比較を行った結果、総額としては減少している。他の要因もあり、一概には言えないが、システム導入の効果もあったと判断している。</p> <p>次に、受注者側の利便性向上の検証については、受注者に対し、利用効果についてのアンケート調査を平成 23 年 3 月に実施した結果、入札参加のための移動時間の減少や入札に要する諸経費 (ガソリン代、用紙代等) が減少するなど、想定どおりの効果が確認された。</p> <p>また、契約の透明性向上については、システム導入前の平成 15 年度から現在までの契約率について検証を行ったところ、平成 23 年度まで減少傾向にあった契約率が平成 24 年度から増加している。契約率は入札参加業者の落札意欲と制度改正による落札金額の制限等に大きく影響されることを勘案すると、土木建築業界の景気により土木建築業の需要状況が変化したことと平成 24 年度から最低制限価格制度が導入されたことが大きいと考えられるが、電子入札の完全実施がようやく契約率の増加に繋がったことも考えられる。</p>	<p>措置済み</p>

平成 21 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の管理に関連するものに限る。)について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>1 総括意見</p> <p>(7) 耐震化</p> <p>エ 市町所有施設の耐震化と県の役割</p> <p>(エ) 市町所有施設の耐震化と県の役割</p> <p>県は、市町所有施設の耐震化を進めるために重要な役割を担っている。しかし、市町所有施設である小中学校校舎・体育館の耐震改修は、実施されていないに等しい。又、市町の庁舎、社会福祉施設及び消防本部・消防署の耐震改修は、ほとんど進んでいない。</p> <p>これらの市町所有施設は、地震発生の際には、住民救済のための重要な活動拠点となるものであり、県は、このような現実を深刻に受け止め、市町に対する指導・支援を充実させる必要がある。</p> <p>具体的には、協議会の設置及び市町への情報又は技術提供等により、市町の耐震化強化を支援する必要があり、県の役割として、市町との連携強化が特に重要となる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>3 未利用財産に登録されている土地(普通財産・行政財産)</p> <p>(2) 売却予定の未利用土地</p> <p>ア 金額的重要性の高い長期未利用土地</p> <p>(ク) 課長公舎32号跡地(長期未利用土地)</p> <p>b 今後の方針・計画</p> <p>未利用地の保有コストを意識し、早期売却を実現するためには、隣接者の所有者に対して積極的な働きかけを行うと共に、時価に合うよう予定価格の引下基準を設けて早期の売却を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>イ その他の長期未利用土地</p> <p>(イ) 東部畜犬指導班基地抑留所の跡地(その他の長期未</p>	<p>(主務課・室 土木建築部建築指導課)</p> <p>平成 18 年度「山口県耐震改修促進計画」を策定し、市町所有施設についても、平成 27 年度を目途に、市町所有建築物の状況を勘案し耐震化の目標値(約 80%)を定めた。</p> <p>このため、平成 18 年度より「山口県耐震改修促進市町協議会」を設置し、市町への情報提供や県で実施した耐震 1 次診断の実施方法の提供などの技術的な支援を行っている。</p> <p>また、指摘のあった小中学校については、各施設を所管する「山口県耐震改修促進庁内委員会」を設置して、耐震改修に係る補助を所管している各部局間の情報共有、調整を行い、その状況等についても市町に情報提供を行っている。</p> <p>さらに、指摘を受けた後、平成 25 年度においては、耐震改修促進法の改正を契機として、市町協議会内に担当者会議を設置し、情報提供及び連絡調整機能の充実を図った。今後も、これらの取組を通じて、市町所有施設の耐震化率の向上に向け指導・支援していく。</p> <p>(主務課・室 総務部管財課)</p> <p>平成 26 年 10 月 30 日に売却した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>利用土地)</p> <p>b 今後の方針・計画 未利用財産処分計画では平成23年か24年に売却予定とされている。 しかし、現地状況からみて、畜犬基地跡の売却処分は難しいと思われるため、売却方針だけではなく、地元住民との協議などをおして、他に利用の可能性がないか等を検討する必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課) 一般競争入札により、平成26年4月7日付けで売却した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 最近生じた未利用土地</p> <p>(エ) 旧柳井商業高校校長住宅敷地(最近生じた未利用土地)</p> <p>b 今後の方針・計画 未利用財産処分計画では平成21年度に売却予定とされている。 未利用地の保有コストを意識して早期売却を実現するためには、売却できない原因を検証して、売却促進を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 教育庁教育政策課) 平成25年8月に売却により処分した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 廃川敷・廃道敷(登録未利用財産)</p> <p>ア 廃川敷</p> <p>(イ) 富田川水系富田川廃川敷(登録未利用財産)</p> <p>a 不法占有への対処 現在、交渉は決裂しているとのことであるが、今の状況では放置しているに等しいとも言える。 これから、解決に向けては、まず、消滅時効の中断の手続きを行う必要がある。又、不法占有を許しておくこと自体が問題であり、早急に解決するため法的な手続きをもって対処することも検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 総務部管財課) 平成26年3月27日に占有者に売却した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>4 行政財産の有効利用</p> <p>(2) 知事部局における職員公舎再編と未利用・低利用財産</p> <p>エ 個別的事項</p> <p>(コ) 職員宿舎(知事部局職員公舎) 面積と評価額は3筆を合算したものであり、3筆の中に「職員寮」、「姫山公舎A」、「姫山公舎B」及び「姫山戸建公舎」がそれぞれ設置されている。 独立行政法人化の中で検討するとしているが、廃止の方向で検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ケ) 医師公舎1号(知事部局職員公舎) 一時的に倉庫として利用しているが、このまま倉庫として利用する場合は、用途の変更手続等をとる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ト) 世帯用住宅(知事部局職員公舎) 築41年が経過し、耐震補強もされておらず、安全性にも問題があり、取壊跡地の有効利用について検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 独法化により事業の実施主体が変わり、県主体での措置の実施が不可能となった。</p>	<p>措置済み</p>

(3) 知事部局の出先機関再編と未利用・低利用財産

ウ 個別事項

(エ) 周南総合庁舎（知事部局出先機関施設）

土地の目的外使用は主に電柱であるが、管財課の台帳（正）が未記載となっている。使用許可の連絡を失念（管財課へ）したことが原因である。なお、管財課の台帳には、当庁舎だけでなく、他にも、更新の月日等が未記入のものが多くある。

【指摘】

（主務課・室 総務部税務課）
指摘後、直ちに庁舎管理者から管財課に報告した。

（主務課・室 総務部管財課）
平成25年3月通知文書により報告の徹底を図った。

措置済み

(5) 知事部局のその他行政財産（土地・建物）

イ 個別的事項

(ウ) 旧消防学校建物（貸室）及び敷地

b 今後の利用計画

平成10年度に「県施設として有効活用する土地」と決定している。その後、旧消防学校敷地建物について、この取り扱いに変更されていない。

県の施設等を建設する可能性があるため、行政財産として残しているとのことであるが、将来的な構想や方向性など、ある程度県民に説明できるようなものを作っておく必要があると考える。

【意見】

（主務課・室 総務部管財課）
山口警察署及び福祉総合相談支援センターの整備予定地に決定した。

措置済み

5 公有財産（土地・建物）管理に関する過年度包括外部監査の是正措置の状況

(3) 措置状況が「改善途中」と判定されているもの

ウ 企業局

(ア) 建設休止中の建設利息の処理

そもそも未稼働割合部分の建設利息（給水開始以降の建設利息）を、建設仮勘定（資産）に計上せずに費用処理することは、制度改正がされない限り無理であり、措置できないと言うやむを得ない事情があることを具体的に説明すべきである。

なお、未稼働割合部分の建設利息の処理については、現在、総務省において、地方公営企業会計制度等の見直しが検討されており、建設仮勘定に係る取り扱いについて注視しているとのことである。

【意見】

（主務課・室 企業局総務課）
平成26年4月1日から本格適用された新たな地方公営企業会計制度において、減損会計が導入された。

指摘を受けた資産については、減損会計の要件に該当し減損処理することとなったことから、当該資産の造成に係る建設利息についても、費用処理することとした。

措置済み

(イ) 工事完成と建設仮勘定

会計的には、施設が完成し稼働しうる状態にある休止施設の減価償却費は、発生した費用として損益に計上しなければならず、水源施設の工事が完成していれば、稼働していなくても固定資産に振り替えることになる。

ただ、工業用水道事業はその性格上、水源施設と配水施設の両方が完成して初めて、特定企業に対して給水可能となり、給水料金の算定根拠となり得るという考えがあること、又、水源施設完了段階での建設仮勘定への資産計上は、全国の自治体において例外なく同じ処理がなされている。従って、実態的に、建設仮勘定への資産計上が現行法制度上やむを得ないというのは理解できる。

しかし、建設仮勘定へ集計された原価を将来の給水料金の収入で回収できない状況にあることから、減損

（主務課・室 企業局総務課）
平成26年4月1日から本格適用された新たな地方公営企業会計制度において、減損会計が導入された。

指摘を受けた資産については、減損会計の要件に該当し減損処理することとした。

措置済み

会計の導入を検討し、未稼働施設に対応する原価を建設仮勘定から損失に振り替える必要がある。

【意見】

(4) 措置状況が「措置済み」と判定されているもの
ク 県立病院

(ア) 低利用の女子宿舎、旧八王子公舎及び保育所
女子宿舎、保育所の今後の方針については、「平成23年4月からの地方独立行政法人化による看護体制について、7対1看護が検討されており、看護師の増員が見込まれるため、現状を維持しつつ更なる利用を呼びかける」とのことである。しかし、これでは、今後も処分にに向けた具体的な行動が確実にされるという保証がなく、現時点では「措置済み」とするには無理があると考え。

【意見】

(ウ) こころの医療センター医師公舎1戸の利用方法
デイケア施設から倉庫へと、「措置済み」判定時と異なる利用内容に変更される場合には、その事実を所管課から独立した組織に報告し、変更後の利用状況が「意見」の趣旨に合致しているかどうか見直す必要があると考え。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部医務保険課)
独法化により事業の実施主体が変わり、
県主体での措置の実施が不可能となった。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部医務保険課)
独法化により事業の実施主体が変わり、
県主体での措置の実施が不可能となった。

措置済み

平成 22 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査に係る措置状況について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2 未収金の管理</p> <p>(5) 農林水産業改善目的の貸付に起因する未収金</p> <p>ア 農業改良資金貸付金（農業経営課）</p> <p>(イ) 監査の結果及び意見等</p> <p>d 改善案（大口滞納者3名に共通）</p> <p>(b) 財産調査等の必要性</p> <p>適切な滞納処分を可能とするためには、財産調査をタイムリーに実施すると共に、財産調査の対象範囲については、安易に分納や徴収停止、欠損処理とならないよう、滞納者の属性を考慮して適切に定める必要がある。</p> <p>又、財産調査には相当な事務負担がかかるため、延滞案件の内容を勘案し、優先順位を付して、計画的・効率的に実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>(c) 連帯保証人への連絡・請求等の必要性</p> <p>連帯保証人への連絡及び請求等は、ほとんどされていない状況にあるが、大口延滞者丙の場合、タイミングとしては遅いものの、平成22年8月の面談の際に借受人と連名で分納誓約書も収受している。以降、連帯保証人と共同で約定どおりの償還が行われており、一定の成果を生んでいる。</p> <p>延滞発生後、即座に、延滞金の状況連絡及び請求予告を文書で行うことを徹底する必要があると考える。一定期間反応がない時は、連帯保証人への請求を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>ウ 沿岸漁業改善資金貸付金（水産振興課）</p> <p>(イ) 監査の結果及び意見等</p> <p>b 貸付審査の妥当性</p> <p>② 保証人2名が担保されているが、財産調査又は所得調査等はされていない。漁協の意見書ではその妥当性について簡単な検討がされているのみである。貸付時に保証人の支払能力を裏付けるための財産調査等の必要性を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>(8) 就農支援資金貸付金</p> <p>エ 貸付制度の有効性</p>	<p>(主務課・室 農林水産部企画流通課)</p> <p>平成26年度より、債権管理マニュアルを見直し、大口滞納者や違約が発生している滞納者など、滞納案件の内容に応じて順位付けを行い、優先順位の高い案件から、順次、滞納者等の財産及び収入の状況について調査することとした。</p> <p>また、安易な分納や徴収停止、欠損処理とならないよう、調査結果を十分踏まえ、客観的に妥当と判断できる分納額を設定するなど、より一層案件の内容に即した適切な対応に取り組むこととした。</p> <p>(主務課・室 農林水産部企画流通課)</p> <p>平成25年度までに農業改良資金の全ての約定償還期限が到来しており、今後、新たに延滞が発生することはないが、指摘の趣旨を踏まえ、借受人や連帯保証人に対して延滞金の通知や請求等を適切に行うこととしている。</p> <p>(主務課・室 農林水産部企画流通課)</p> <p>平成25年度申請分から、借入申込書の添付資料に、直近の青色申告や確定申告の写し等を提出させる旨、平成26年2月の方針協議の中で運用を定めた。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>予算額は県が示した活動目標額であり、政策達成度を測る指標と言える。従って、現状では、貸付実績は、貸付目標額に達しておらず、目標が達成されるよう、制度利用の低い原因を分析し、利用促進策を検討する必要がある。利用促進策の検討の結果、今以上の利用拡大が期待できないのであれば、融資枠の見直しを検討するなど、効率的な予算消化を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部企画流通課) 融資枠について再検討した結果、当資金は新規就農者の円滑な資金融通に資するものであり、新規就農者の突発的な大口の資金需要にも県として円滑に対応できるよう融資枠を確保しておくことが必要であることから、圧縮を行うことは困難である。</p> <p>なお、意見の趣旨を踏まえ、新規就農者の資金申請の窓口となる融資機関・農林事務所等の新規就農担当者向けの会議等も活用しながら、説明会の開催回数を増やし、あらゆる機会を通じて制度の普及啓発を行い、資金の有効活用に努めることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(13) 漁船漁業短期運転資金貸付金 (水産振興課) オ 貸付金制度の有効性</p> <p>中小企業の漁業者に対する融資枠は、県が示した活動目標額であり、政策達成度を測る指標と言える。従って、現状のままでは、貸付制度は目的を有効に達成しているとは言えず、制度利用の低い原因を分析し、例えば、資金使途を拡大する必要があるか、又、貸付条件を緩和する必要がないか等、利用者が使いやすい制度とする検討が必要である。</p> <p>その結果、今以上の利用拡大が期待できないのであれば、融資枠を減少させて効率的な貸付利用を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部企画流通課) 以前から資金制度の見直しに取り組んでいるが、指摘を受け改めて漁業者や系統機関等と検討した結果、近年の水揚額の減少や燃油価格の高騰等に伴う漁業経営の厳しい状況を踏まえ、融資条件等を見直し、漁業者が借りやすい新たな資金を平成26年7月付けで創設し、現在の融資枠のさらなる活用を図ることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>4 基金の管理 (3) 山口県国民健康保険広域化等支援基金 ウ 基金の必要性</p> <p>「国民健康保険法」では、広域化等支援基金を設けることができると規定されているが、「できる規定」により基金を創設する場合は、県として創設する必要性及び基金規模の根拠等を明確にしておく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課) 基金は平成21年度に既に廃止済みであるが、今後同様の基金を創設する場合は、意見の趣旨を踏まえ、県として創設する必要性及び基金規模の根拠等を明確に示すこととする。</p>	<p>措置済み</p>

平成 24 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 1 包括外部監査の特定事件
農林水産振興事業に関する財務事務及び事業の管理について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果（総括事項）</p> <p>3 指摘事項及び意見の概要</p> <p>(1) 負担金補助及び交付金</p> <p>ウ 継続的な事業の補助に際して例年と同じであるとの理由で同額の金額で補助金の支出を行っている事業や、厳密な積算が必要と思われる補助金の支出を行っている事業がある。</p> <p>補助対象事業であるかどうかの判断や、さらには、その補助金額の計算について精緻化する必要がある。（該当事業：ニューファーマー総合支援対策事業他）</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>エ 補助事業の実施に際して、その効果である具体的な目標数値が設けられていないため、補助効果の測定が曖昧なものとなっている。</p> <p>第三者にも分かるような目標値の設定を検討する必要がある。</p> <p>さらに、どのような効果があったのか、または、効果が見込まれるのかが分かるように記載する必要がある。（該当事業：企業と協働した地域農業活性化事業、山口の牛づくり推進事業他）</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>（主務課・室 農林水産部農業振興課） ニューファーマー総合支援対策事業の後継事業である平成 25 年度新規就農支援総合対策事業の実績報告時に経費の詳細を提出させ、補助金額の精査を行った。</p> <p>また、補助事業対象であるかどうかについては、平成 25 年度事業からは計画書提出時、担当者へのヒアリングにより内容確認を行うこととし、実績報告時には経費の詳細を提出するよう指示し、補助金額の精査を行うこととした。</p> <p>（主務課・室 農林水産部農業振興課 農林水産部畜産振興課） 企業と協働した地域農業活性化事業は、平成 24 年度で廃止事業であるが、実績報告において事業効果の分かる成績書を添付させ、内容を確認するとともに、事後の実績状況等も確認し、効果を測定するなどの対応を行っている。</p> <p>また、今後同様の事業を実施する場合には、目標を数値化して示すなど、第三者にも理解しやすいものを設定することとする。</p> <p>山口の牛づくり推進事業においては、目標値を、枝肉出荷成績(上物率) 62.3% (平成 24 年全国平均) とした。目標達成による効果としては、子牛販売価格の向上や農家経営の安定が期待出来る。</p> <p>実際に検証を行ったところ、下記のような効果があった。</p> <p>まず、子牛の生産については、県有種雄牛産子の取引実績が、平成 22 年 1.0 億円、平成 23 年 1.5 億円、平成 24 年 1.9 億円となっており、取引実績の増加が見られた。</p> <p>次に、枝肉の生産について、山口県における枝肉出荷成績(上物率)は、平成 22 年は 55.6%、平成 23 年は 59.0%、平成 24 年は 59.9%となっており、上物率の上昇が見られた。</p> <p>さらに、枝肉販売価格(大阪南港市場出</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

オ 実績報告書の事業費が補助金額と同額であり、その実績金額の裏付けに乏しく、補助率の算定が正しくできないものがある。

さらに、当初、予算化していても決算額がゼロのものや当初の予算額がゼロであっても決算額に計上のあるものがある。

(該当事業：ニューフィッシャー確保育成推進事業)

【指摘】【意見】

(2) 委託料

オ 外部委託している事業について、人的・物的財産と施設が整った農林総合技術センターや水産研究センターをさらに活用する方法を検討する必要がある。

(該当事業：森林づくり担い手支援総合対策事業、カイガラアマノリ養殖実用化試験事業)

【意見】

(3) 貸付金その他

ア 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業

長引く木材価格の低迷などにより、造林事業の投資額の回収能力(借入金返済能力)が懸念され、県の行政コストの増加に繋がる恐れがある。このような事態を回避するためには、県の積極的な関与とともに財団法人やまぐち農林振興公社の自助努力が求められる。

県は、財団法人やまぐち農林振興公社が造林事業に係る長期的な事業コストを常に把握し、それから生じるリスク対策に早期から最善の取組みを行うよう監督する必要がある。

【意見】

これからの財団法人やまぐち農林振興公社による造林事業の継続・分離等を早急に検討する必要があるものと考える。

【意見】

ウ 貸付金の融資枠と融資実績

融資枠と融資実績に乖離があり、資金の有効利用が図られていない。

荷)についても、平成22年は763千円/頭、平成23年は769千円/頭、平成24年は825千円/頭となっており、1頭当たりの販売価格の上昇が見られた。

(主務課・室 農林水産部水産振興課)
ニューフィッシャー確保育成推進事業については平成24年度に廃止済みであるが、類似の新規漁業就業支援総合対策事業においては、意見の趣旨を踏まえ、事業実施に当たって、計画的な事業実施により予算と決算に乖離が生じないよう、交付決定時及び進捗状況確認時に指導しているところである。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課
農林水産部水産振興課)
森林づくり担い手支援総合対策事業については、平成26年度から研修カリキュラムを追加・変更するなどの対応により、農林総合技術センターの研修システムを改善し、効果的に活用するようにした。

カイガラアマノリ養殖実用化試験事業は平成23年度に既に廃止済みであるが、類似のカイガラアマノリ生産技術開発事業については、意見の趣旨を踏まえ、平成25年度から水産研究センターにおいて事業を実施している。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)
平成25年度、分収造林事業の長期収支改善のため、県は貸付金利息の免除等の支援を実施するとともに、公社では、長期的な事業コストを把握した上で、外部委託の導入等による経費削減を図る経営改善に取り組むこととした。

なお、分収造林事業の経営状況、今回の見直し効果などは、木材価格の変動に大きく左右されるため、リスク対策については早期から定期的に検証し、次期対策を遅滞なく実施することとしている。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)
平成25年度、分収造林事業の長期収支改善のため、県は貸付金利息の免除等の支援を実施するとともに、公社では、外部委託の導入等による経費削減を図る経営改善に取り組むこととしており、公益財団法人やまぐち農林振興公社による分収造林事業を継続することとした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部企画流通課)
融資枠について再検討を行った結果、大

措置済み

制度融資の存在意義を示すためにも、普及啓発活動を活発に行うとともに、融資枠についても再検討を行う必要がある。

(該当事業：下関漁港振興対策融資事業、担い手総合支援資金制度対策事業)

【意見】

規模自然災害発生時の生産者の資金需要の急増に応える必要があることから、融資枠の圧縮は困難である。

しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、担い手総合支援資金制度対策事業については、制度の窓口となる融資機関・農林事務所等の担当者向けの説明会の開催回数を増やすとともに、天候不順等により資金需要が高まる際は、その都度HP上で資金の普及啓発を行うなど、あらゆる機会を通じて制度の普及啓発活動を行い、資金の有効活用に努めることとした。また、下関漁港振興対策融資事業は、借受者が限定されているため、融資機関を通じて制度の利用促進に努めている。

第4 個別監査結果

1 農林水産政策課

(3) 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業

ウ 監査結果

(ア) 造林事業は、その投資からその回収までが超長期間となる収支構造であることから、その間の社会経済情勢の変化に伴うリスクを負うといった特殊な事業経営の側面を併せ持っている。そして、長引く木材価格の低迷などにより、造林事業の投資額の回収能力(借入金返済能力)が懸念され、県の行政コストの増加に繋がる恐れがある。このような事態を回避するためには、県の積極的な関与とともに財団法人やまぐち農林振興公社の自助努力が求められる。また、県は財団法人やまぐち農林振興公社が造林事業に係る長期的な事業コストを常に把握し、それから生じるリスク対策に早期から最善の取組みを行うよう監督する必要がある。

【意見】

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

平成25年度、分収造林事業の長期収支改善のため、県は貸付金利息の免除等の支援を実施するとともに、公社では、長期的な事業コストを把握した上で、外部委託の導入等による経費削減を図る経営改善に取り組むこととした。

なお、分収造林事業の経営状況、今回の見直し効果などは、木材価格の変動に大きく左右されるため、リスク対策については早期から定期的に検証し、次期対策を遅滞なく実施することとしている。

措置済み

(エ) 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業は、大変厳しい経営状況及び財務状況にある。イ(イ)林業公社の改革の動向を参考に、これからの公社による造林事業の継続・分離等を早急に検討する必要があるものと考え。

【意見】

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

平成25年度、分収造林事業の長期収支改善のため、県は貸付金利息の免除等の支援を実施するとともに、公社では、外部委託の導入等による経費削減を図る経営改善に取り組むこととしており、公益財団法人やまぐち農林振興公社による分収造林事業を継続することとした。

措置済み

2 流通企画室

(4) 下関漁港振興対策融資事業

ウ 監査結果

融資枠と融資実績に乖離があり、資金の有効利用という面では必ずしも満足のいく結果ではない。また、当該制度融資の目的の一つに「市場取扱量の増加を図ること」とあるが、年々の市場規模を把握できる資料がなく、事後的な検証ができていない。

制度融資の存在意義を示すためにも成果を把握していく体制が必要である。

【意見】

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

融資枠と融資実績の乖離については、資金の目的が、近年、市場取扱量の減少等に伴い市場機能の低下が著しい下関市南部3水産市場の活性化を図るためであること、また生鮮水産物等の集荷が拡大され市場取扱量が上向けば、資金需要が発生し、それに的確に対応する必要があることから、十分な融資枠を確保する必要があるといえる。

措置済み

<p>特に、買受人購買力増強枠対策資金については、一年を通じて融資実績が設定枠の5割に満たないので、融資枠について検討を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>また、市場取扱量については、月ごとの取扱状況の報告を求めるとともに、年度経過後に年度間の集計数値に基づき前年度と比較検討を行うなど、指摘後直ちに事後的な検証に努めることとした。</p>	
<p>3 農業経営課</p> <p>(2) 担い手総合支援資金制度対策事業</p> <p>ウ 監査結果</p> <p>(イ) この資金別融資枠は、債務負担行為として議会承認を受けているが、融資枠に対する新規の融資実績率は、大変低調である。</p> <p>担い手総合支援資金制度の普及啓発活動を活発に行うとともに、融資枠の設定について検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部企画流通課)</p> <p>近年の市場取扱量を検証し、融資枠について検討を行った結果、下関市南部3水産市場の活性化を図ること、また、生鮮水産物等の集荷が拡大され市場取扱量が上向けば、資金需要が発生し、それに的確に対応する必要があることから、十分な融資枠を確保する必要があること、引き続き従来どおりの融資枠を確保することとした。</p> <p>(主務課・室 農林水産部企画流通課)</p> <p>融資枠について再検討を行った結果、大規模自然災害発生時の生産者の資金需要の急増に応える必要があることから、融資枠の圧縮は困難である。</p> <p>しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、当制度の窓口となる融資機関・農林事務所の担当者向けの説明会の開催回数を増やすとともに、天候不順等により資金需要が高まる際は、その都度HP上で資金の普及啓発を行うなど、あらゆる機会を通じて制度の普及啓発活動を行い、資金の有効活用に努めることとした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>(3) ニューファーマー総合支援対策事業</p> <p>カ 監査結果</p> <p>(ア) 新規参入確保総合対策事業(財団法人やまぐち農林振興公社)</p> <p>e 実績報告書上には総事業費は記載されているものの、記載内容が適正かどうかの確認がされていない。補助金実績報告書による書類上での確認を行う審査のため、実際上の資金使途等については確認がなされていない。実際の資金使途について確認する必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課)</p> <p>指摘を受け、平成26年2月7日に(公財)やまぐち農林振興公社に対し、平成25年度事業からは実績報告時に経費の詳細を提出するよう指示し、補助金額の精査を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>6 畜産振興課</p> <p>(2) 山口の牛づくり推進事業</p> <p>エ 監査結果</p> <p>(ウ) 牛肉品評会の負担金効果について、山口県産和牛の市場での消費量等を年別に比較するなどして、品評会の成果がどの程度なのかを定量的に分析していくことが望まれ、その経済効果等の検証が必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部畜産振興課)</p> <p>経済効果等について、検証を行ったところ、枝肉価格が、大阪南港市場の平均価格と山口県出荷平均価格(大阪南港出荷)と比較すると、平成22年は差額が+143千円、平成23年は+152千円、平成24年は+195千円となり、枝肉価格の上昇が見られた。これは牛肉品評会の開催に伴う、大阪南港市場における認知度向上の効果が枝肉価格の上昇に表れていると考えてい</p>	<p>措置済み</p>

7 森林企画課

(5) 森林づくり担い手支援総合対策事業

ウ 監査結果

森林づくり担い手支援総合対策事業の中でも、県で実施できる事業があると思われるので、人的・知的財産と施設が整った、農林総合技術センターをもっと活用するシステムの構築について検討する必要があると考える。

【意見】

エ 森林づくり担い手支援総合対策事業のうち個々の事業

(イ) 高性能林業機械普及促進等事業

f 監査結果

(b) 検査調書の資料として、

①検査の場所

②検査あるいは確認をした帳票等の名称

③検査を実施した全ての職員の職氏名及び立会者の職氏名などを記録として残しておく必要がある。

【意見】

(ウ) 林業事業体経営合理化計画指導事業

f 監査結果

(b) 年度途中の報告や中間確認等の実施の有無について検討の必要がある。

【意見】

(エ) 基幹林業技術者養成研修事業

f 監査結果

研修生9名の内訳は、森林組合所属6名、民間企業3名であるが、民間企業の職員養成を実施することの正当性、理由を明確にしておく必要がある。

【意見】

(オ) 「地域林業者リーダー先進地視察研修」実施業務(森林づくり担い手支援総合対策事業)

g 監査結果

(c) 費用(経費)関係の帳票等が全く添付されていない。経費が適正に処理されていることは、検査時に確認しているとのことであるが、どのような証拠書類等で確認を行ったのか記録上からは不明であるので、検査調書等に記載し、検査資料として残しておく必要があると考える。

【意見】

(f) 参加者の自己負担について、今日の財政状況等からも、自己負担を検討することも考える必要がある。

る。

(主務課・室 農林水産部森林企画課)
平成26年度から研修カリキュラムを追加・変更するなどの対応により、農林総合技術センターの研修システムを改善し、効果的に活用するようにした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)
平成25年度から、検査野帳を作成し、検査の場所、帳票等の名称、検査員等の記録を残すこととした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)
本事業は、平成25年度をもって廃止済であるが、意見の趣旨を踏まえ、途中経過の報告や中間確認が必要な事業について適宜対応し、確実な事業実施が図られるよう努める。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)
平成25年度の事業より、民間企業の職員養成(研修受講)は、対象を林業認定事業体や県が進めている重点施策等に沿った事業体の職員に限定し、正当性と理由について明確に整理した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)
平成25年度事業より、業務委託検査調書に実績報告書及び経費内訳書、精算書等の写しを添付している。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)
意見の趣旨を踏まえ、参加者の自己負担について検討したが、本事業は、地域林業

措置済み

<p>9 森林整備課 (4) 竹繁茂防止緊急対策事業 エ 監査結果 (ア) 各農林事務所共通 竹繁茂の伐採整備場所の選定プロセスについては方針や視点が定められているが、審査方法については各農林事務所決めており全庁的な統一プロセス、フォームなどが存在しない。 選定判断等についての統一的なプロセスやフォームを検討する必要がある。 また、複数の調査場所をまとめて（合併させて）実施するか否かの判断プロセスも明確にする必要がある。</p>	<p>【意見】 のリーダーを育成強化するため実施するものであることから、県が費用を負担する意義があり、その額についても最低限の経費で実施されている。なお、旅費規程を超える部分については、以前から参加者から負担金を徴収している。</p> <p>(主務課・室 農林水産部森林整備課) 緊急性やモデル性等をポイント評価した上で、事業実施箇所を決定するための統一的な評価シートを作成し、農林事務所に示すとともに、事業を効率的に執行するため、発注規模の適正化を図るよう農林事務所に文書通知（平成25年12月25日付け）した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>10 水産振興課 (3) アサリ増殖推進事業 エ 監査結果 県はアサリ大型種苗の生産試験を実施するため、社団法人山口県栽培漁業公社（なお、社団法人山口県栽培漁業公社は、平成24年4月1日に公益社団法人に移行している。）との間で「平成23年度アサリ増殖推進事業（アサリ大型種苗量産化試験）実施業務委託契約」を平成23年4月1日に契約金額4,905千円で締結している。そして、平成24年3月27日に変更契約を行い、契約額を4,310千円と減額している。実費弁償による減額ということであるが、委託契約上はこのことについて明確に規定されていない。契約書上、そのことを明示する必要があるものと考ええる。</p>	<p>【意見】</p> <p>(主務課・室 農林水産部水産振興課) アサリ増殖推進事業は平成25年度で廃止済みであるが、今後、類似の事業を実施する際には、意見の趣旨を踏まえて契約書を作成する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 水産動植物種苗生産業務等委託事業 エ 監査結果 (ウ) 社団法人山口県栽培漁業公社の種苗生産等事業会計には、この指定管理事業の他、県からの受託事業があるが人件費の計上がなされていない。 また、同じく、栽培漁業推進対策事業会計にも人件費の計上がされておらず、社団法人山口県栽培漁業公社の指定管理事業以外の活動に係る人件費まで、この指定管理料に含まれている。 指定管理事業である種苗生産等業務委託における人件費について、厳密な積算を行った上で契約する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部水産振興課) (公社)山口県栽培漁業公社に対して、厳密な積算を行った上で事業ごとに適切に人件費を計上するよう、平成26年1月22日に行った担当者会議で指導した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(9) 内水面漁業活性化対策事業 エ 監査結果 (ウ) この契約書の仕様書には「2 成果報告書(1)</p>	<p>【意見】</p> <p>(主務課・室 農林水産部水産振興課)</p>	<p></p>

<p>上記の生産結果をとりまとめた報告書を作成する。」と記載されているが、榎野川漁業協同組合は報告書を作成していない。実地検査を行ったため作成を省略したとのことであるが、「実地検査をしたことによって成果報告書の作成を省略できる。」との記載はないので、契約書どおり成果報告書の作成を求める必要があるものとする。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>平成25年5月27日に課内協議を行い、平成25年度の事業について、成果報告書の作成を求めた。</p> <p>また、今後、同様の事業を実施する場合も、成果報告書の作成を求めることとする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(11) ニューフィッシャー確保育成推進事業</p> <p>エ 監査結果</p> <p>(ア) 漁業就業者確保育成の補助金事業においては、事業実施主体が当初支出を予定している項目でも決算額がゼロとなっているものや、支出の予定の無かったもので決算額は金額が計上されているものなどがあつた。</p> <p>また、予算と実績の差異が数百万円乖離する項目もあり、予算の策定を厳密に行う必要があるものとする。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部水産振興課)</p> <p>事業実施主体に対しては、予算の積算過程において、精緻した積み上げを行うよう指導しており、また、平成26年4月に開催した事業主体を含めた担当者会議において、事業実施に当たって、計画的な事業実施により予算と決算に乖離が生じないよう指導した。併せて、交付決定時及び進捗状況確認時に事業内容等を精査している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>このような予算と実績についての大きな差異項目について、審査時にどのような判断を行ったかの経過を文書化する必要があるものとする。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部水産振興課)</p> <p>事業内容を精査し、平成25年度から、その審査過程を文書化した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 新規就業者定着支援の補助金事業においては、事業実施主体が多数あるため、事業実施の確認は各水産事務所(振興局)が行っているが、補助金の額の確定時においても、事業実施の確認状況の記録が必要であるとする。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部水産振興課)</p> <p>平成25年4月に開催した普及指導員担当者会議において、各水産事務所(振興局)の普及指導員が随時事業実施について確認を行うよう指示するとともに、実績報告時の状況確認については、文書化を徹底するよう指導した。また、平成26年度当初から毎月、研修日誌を徴求し、実施状況の確認をすることとした。</p>	<p>措置済み</p>